

# 取組計画

【同和問題】「高知県人権施策基本方針―第1次改定版―」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針簡 子掲載 ページ			
同和問題	ア 教育 (ア) 就学前教育	就学前教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、保育所・幼稚園等においては、生活のなかで自分の興味や欲求に基づいた直接的・具体的な体験を通して、人権感覚の基礎を育むための保育・教育を推進します。	先進的な情報を提案出来る講師による講演会を実施	「人権教育セミナー」実施					同和問題を正しく認識できる教職員が、積極的に人権課題の解決に向けて取組を進める。	「人権教育セミナー」 80人以上が受講する。	教育センター	20			
				園内研修支援事業の実施 (園内研修支援(園内研修支援)・ブロック別研修支援)					生活のなかで幼児の興味や欲求に基づいた直接的・具体的な体験を通して、人権感覚の基礎を育む保育・教育が行われる。	園内研修実施回数130回 [園内研修支援] 園内研修実施後のアンケート 「参考になった」95%以上 [ブロック別研修支援] 公開保育への参加市町村率100%			幼児支援課	20	
				ブロック別研修支援(13ブロック13園)の実施											
同和問題	ア 教育 (イ) 学校教育	私立学校人権教育指導業務を委託し、人権教育指導員による私立学校への訪問指導の実施。私立学校教職員に対する研修会の開催等により、私立学校における人権教育の推進を図っている。  社会情勢や各学校の要請に応じながら継続した取組が必要。  人権教育の重要性を認識しつつも、人権学習の進め方については、転換期にあり、学習指導要領の趣旨に沿った授業となっていない事例がある。  人権教育の重要性を認識しつつも、人権学習の進め方については、転換期にあり、学習指導要領の趣旨に沿った授業となっていない事例がある。  人権教育主任の主な役割は、校内の人権教育の推進であるが、組織マネジメントの意識が十分ではない状況が見られるとともに、全員が人権課題に対して十分な知識や経験を有しているとは言えない状況にある。(連絡協議会の平成25年度研修満足度:80.3%)  差別落書きや差別発言は減りつつも残っており、また、インターネットでの差別事象は多く、同和問題に関する差別意識は根強く残っている。  同和問題に関する研修は、比較的参加者が多い反面、参加者が固定化している傾向がある。	引き続き、人権教育指導員による私立学校への訪問指導、私立学校教職員に対する研修会等を実施する。  受講者自らがテーマを設定し、授業計画や学習指導案の作成についての協議を実施	訪問指導、研修会等の開催					各学校の要請に応じた指導、職制や段階に応じた体系的な研修の実施等により、各私立学校における人権教育の推進に寄与している。		私学・大学支援課	20			
				「人権教育実践スキルアップ講座」実施					同和問題について、各校の実態に即した人権学習を展開できるリーダー的役割を担う実践者が育っている。	「人権教育実践スキルアップ講座」 総合評価の5件法で4以上とする。			教育センター	20	
				「人権教育授業研究講座」実施					同和問題について人権学習の進め方を各校が共通理解し、効果的な実践が行われている。	「人権教育授業研究講座」 総合評価の5件法で4以上とする。					教育センター
				「人権教育主任連絡協議会」実施					各校において、人権教育推進のためのPDCAサイクルが確立するとともに、同和問題の現状を正しく把握し人権学習の在り方を校内で積極的に推進できる。	「人権教育主任連絡協議会」 研修満足度80%以上とする。  「人権教育主任研修」 総合評価の5件法で4以上とする。			人権教育課  教育センター	20	
				「人権教育主任研修」実施											
				「人権教育セミナー」実施					同和問題を正しく認識できる教職員が、積極的に人権課題の解決に向けて取組を進める。	「人権教育セミナー」 80人以上が受講する。			教育センター	20	
				人権教育研究推進事業の実施					人権教育総合推進地域事業 人権教育研究指定校事業	本事業を委託した推進地域や推進校においては、学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組の推進や学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実が図られる。 さらに、その研究成果が県内の学校に広がる。					平成30年度までに、県内10校を指定し、研究の推進を図る。
				新たな研究指定校、指定地域への委託											
				人権教育推進リーダー育成事業の実施					毎年11名の人権教育推進リーダーを委嘱し、研究・研修を行う	事業を終了したリーダーが核となり、学校での組織的な人権教育が推進される。 また、その学校の取組が市町村に広がる。			平成26年度までに、44名の人権教育推進リーダーを育成する。	人権教育課	20
				人権作文募集事業の実施					人権作文に取り組みることにより、児童生徒の人権意識や人権感覚が高まるとともに、学校における人権教育の取組内容が充実する。	人権作文に取り組み学校数の増加とそれに伴う応募数の増加。			人権教育課		
児童生徒の人権意識や人権感覚を高めるためには、自分の生活やこれまでの生き方を人権の視点で振り返る必要がある。(平成25年度:学校数118校、応募数446編)					人権作文募集事業の実施				人権教育課	20					

【同和問題】「高知県人権施策基本方針―第1次改定版―」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 概ねとなる プラン等	担当課室	方針冊 子掲載 ページ	
同和問題	ア 教育 (ウ) 社会教育	生涯学習の視点に立ち、それぞれの時期、段階に応じた学習機会の提供や、地域的な課題と結びついた内容を積極的に取り上げるなど、学習者が意欲を持ち、差別を解消するために行動することができる学習内容などの充実を図ります。	人権教育推進講座支援事業の実施	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	本事業を指定した市町村において、○県民に身近な人権課題の解決に向けた学習内容を企画立案する力や効果的な学習方法を身に付けた指導者が養成される。 ○人権尊重のまちづくりに向けた学習機会の充実として、人権教育推進講座が計画的・継続的に実施される。	平成30年度までに、延べ15市町村で「人権教育推進講座支援事業」を実施する。	人権教育課	20	
				3市町村指定及びフォローアップ	3市町村指定及びフォローアップ	3市町村指定及びフォローアップ	3市町村指定及びフォローアップ						
同和問題	イ 啓発 (ア) 講演会や研修会の開催など	多くの県民が気軽に参加できるイベント形式の啓発事業や、ワークショップ形式の研修会などを実施します。	「部落差別をなくする運動」強調期間における講演会については、講師や開催日によって参加者数(H25年度387名参加)や振り返りシートの結果にバラツキがある。よって、参加者が同和問題への関心や正しい理解と認識を深めるために、講演会を工夫・改善していくことが必要である。	講演会の実施及び効果的な宣伝の工夫					(県民の)「同和問題」に対する正しい理解と認識が高まる。	部落差別をなくする運動「強調期間」の講演会への参加者を500名以上にする。また、参加者の「同和問題への理解が深まった」の割合を80%以上にする。	人権課	20	
				平成25年度現在、33市町村(97%)に事業委託を行っており、今後は県内全ての市町村で委託事業が実施され、人権啓発のための取組が行われるようにしていく必要がある。	市町村への事業委託による講演会や研修会等の実施					県内全ての市町村において人権に関する委託事業が実施される。	県内市町村において100%の人権に関する委託事業の実施となる。	人権課	20
				平成25年度実施の「じんけんふれあいフェスタ」の参加者は9,100人であった。 今後は、個別の人権課題を含む人権全般に関する県民の正しい理解と認識を深めるために内容等を更に充実していく必要がある。	「じんけんふれあいフェスタ」の実施					(県民の)「人権」に対する正しい理解と認識が高まる。	「じんけんふれあいフェスタ」の参加者数を9,200人以上にする。また、参加者の「人権課題への理解が深まった」の割合を80%以上にする。	人権課	20
				平成25年度は、人権の視点を持って企業力を高める人材育成を目的とした「ヒューマンパワー育成講座」を年間5回開催しており、参加者の満足度は、88.7%であった。 今後は、研修内容を充実させていくことや、参加者の自社企業への還元などが課題である。	企業での人権意識を持ったリーダーを養成する研修会の実施					研修受講者が企業内の人権リーダーとなり、研修で学んだことが社内の職場や顧客対応などに生かされるようになる。	研修終了後、受講者が「会社での啓発実践ができた」の割合を60%以上にする。	人権課	20
				平成25年度は、県民を対象とした人権啓発の「ハートフルセミナー」を年間5講座開催しており、参加者の満足度は、90.2%(5講座平均)であった。 今後は、研修内容を充実させていくことや、基本方針の改定によって新たに追加した3つの個別の人権課題も含めて実施していくことが必要である。	「ハートフルセミナー」(県民対象)の実施					県民が「同和問題」に関する正しい認識や知識を身に付けることで、「同和問題」に係る人権侵害の防止につながる。	「ハートフルセミナー」(県民対象)の参加者の「個別の人権課題(同和問題)への理解が深まった」の割合を80%以上にする。	人権課	20
				平成25年度実績としては、11団体への支援を実施している。民間団体の主体的な活動への経費の一部支援ということで、こうした活動が更に広がるように、今後は、支援団体の対象を年々増やしていく必要がある。	民間団体への実施する人権意識の高揚を目的とした活動への支援					職場や地域などで主体的に人権に関する学習ができる環境の基盤づくりが整う。	事業全体のなかで、新たな取組を実施する団体を年間3団体以上支援する。	人権課	20
				平成24年度実績としては、のべ189回実施中、「同和問題」に関する研修は34回であった。 今後は、「同和問題」に関する研修の内容を更に充実させていくことが必要である。	(公財) 高知県人権啓発センター講師による人権研修の実施					(県民の)「同和問題」に対する正しい理解と認識が高まる。	参加者の「今後の生活や仕事に生かせる内容であった」の割合を80%以上にする。	人権課	20
				同和問題	イ 啓発 (イ) 広報活動	テレビやラジオ、新聞、ホームページ等を活用した広報を実施することともに、県民にわかりやすく、実践につながる内容の啓発パンフレットなどを作成し、配布します。	興味・関心のある内容のテキストや啓発用の冊子、資料、リーフレット、パネル等の作成・配布・展示	啓発用の冊子、資料、リーフレット、パネル等の作成・配布・展示					啓発冊子を活用した研修等を実施することで、人権全般について、正しい理解と認識のある県民が多くなる。
平成25年度は年3回の人権啓発映画をテレビ放映しており、県民の人権意識高揚に努めている。 今後は、新たに追加される3つの人権課題も含めて、放映映画の内容を検討していく必要がある。	人権啓発映画のテレビ放映							(県民の)「同和問題」に対する正しい理解と認識が高まる。	5年間で1回以上は「同和問題」に関する人権啓発映画をテレビ放映する。	人権課	20		

◆ 取組計画

【同和問題】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針 添削 ページ	
同和問題	イ 啓発 (イ) 広報活動	テレビやラジオ、新聞、ホームページ等を活用した広報を実施するとともに、県民にわかりやすく、実践につながる内容の啓発パンフレットなどを作成し、配布します。	基本方針で示した個別の人権課題に関するコラムの新聞掲載						(県民の)「同和問題」に対する正しい理解と認識が高まる。	5年間で2回以上は「同和問題」に関する人権コラムを新聞掲載する。	人権課	20	
		バス車内への広告掲示や、列車へのポスター掲示等を行っており、広く県民の目にふれるかたちでの啓発活動に取り組んでいる。	公共の交通機関を活用した人権啓発広告やポスターの掲示の実施							(県民の)「人権」に対する正しい理解と認識が高まる。	—	人権課	20
		平成24年度実績としては、利用者560人、図書・ビデオ・DVD・パネルの貸出726件であった。	県立人権啓発センターの図書資料室の活性化							県民に身近な図書資料室として認知され、人権に関する生涯学習の場や資料を十分に提供できる施設となる。	—	人権課	20
		これまでもホームページの充実等に努めてきたが、今後はその取組を更に発展させ、新たに「人権啓発センターだより」を発行し、より多くの多様な内容について知ってもらい、理解してもらう必要がある。	人権啓発センターの事業等の情報発信							県立人権啓発センターの施設ことや(公財)人権啓発センターの研修等の取組についての認知度が高まる。	「人権啓発センターだより」を毎月発行する。	人権課	20
		平成25年度から新規事業として、人権啓発に関する取組を県内のスポーツ組織と共に実施しており、今後も継続及びより効果のある内容に発展させていく必要がある。	県内のスポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施							身近なスポーツを通じた人権啓発の取組により、人権を身近な問題としてとらえる県民が多くなる。	イベント参加者の「人権に関する新しい気づきがあった」の割合を90%以上にする。	人権課	20
		人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、課題が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していく必要がある。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進							団体職員が、農林漁業を振興するうえで阻害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、所管団体(農業協同組合)全てが80点以上を獲得している。	農業政策課	20
		人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、課題が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していく必要がある。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進							団体職員が、農林漁業を振興するうえで阻害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、所管団体(森林、森林組合)全てが80点以上を獲得している。	森づくり推進課	20
人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、課題が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していく必要がある。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進							団体職員が、農林漁業を振興するうえで阻害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、人権啓発活動に主体的に取り組んでいる漁協等の団体の割合が80%以上となる。	水産政策課	20		

【女性】「高知県人権施策基本方針—第1次改定版—」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針冊 子掲載 ページ			
女性	ア 教育 (ア) 就学前教育	友だちと様々な心動かす出来事を共有し、互いの感じ方や考え方、行動の仕方などに関心を寄せ、それぞれの違いや多様性に気付くとともに、互いが認め合う関係を育むための保育・教育を推進します。	先進的な情報を提案出来る講師による講演会を実施	「人権教育セミナー」実施					女性の人権問題を正しく認識できる教職員が、積極的に人権課題の解決に向けて取組を進める。	「人権教育セミナー」50人以上が受講する。	教育センター	27			
			各保育所・幼稚園等で自主的・計画的な研修が十分に行われておらず、職員が相互に実践力を高めにくい体制が弱い。	園内研修支援事業の実施(園内研修支援・ブロック別研修支援)	園内研修支援の実施					友だちと様々な心動かす出来事を共有し互いの感じ方や考え方、行動の仕方などに関心を寄せ、それぞれの違いや多様性に気付くとともに、互いが認め合う心構えを育む保育・教育が行われる。	園内研修実施回数130回【園内研修支援】園内研修実施後のアンケート「参考になった」95%以上【ブロック別研修支援】公開保育への参加市町村率100%	幼保支援課	27		
			ブロック別研修支援(13ブロック13園)の実施	ブロック別研修支援(13ブロック13園)の実施											
女性	ア 教育 (イ) 学校教育	全ての教育活動の場において、児童生徒が男女平等についての理解を深めるよう、また、固定的な役割分担意識にとらわれないこと、勤労観や職業観、人生観や家庭観を身に付けるための教育を推進します。なお、デートDV防止などの具体的な学習にも取り組んでいきます。	引き続き、人権教育指導員による私立学校への訪問指導、私立学校教職員に対する研修会等を実施する。	訪問指導、研修会等の開催					各学校の要請に応じた指導、職制や段階に応じた体系的な研修の実施等により、各私立学校における人権教育の推進に寄与している。	—	私学・大学支援課	27			
			人権教育の重要性を認識しつつも、人権学習の進め方については、転換期にあり、学習指導要領の趣旨に沿った授業となっていない事例がある。	受講者自身がテーマを設定し、授業計画や学習指導案の作成について協議を実施	「人権教育実践スキルアップ講座」実施					女性の人権問題について、各校の実態に即した人権学習を展開できるリーダー的役割を担う実践者が育っている。	「人権教育実践スキルアップ講座」総合評価の5件法で4以上とする。	教育センター	27		
			人権教育の重要性を認識しつつも、人権学習の進め方については、転換期にあり、学習指導要領の趣旨に沿った授業となっていない事例がある。	小・中・高の各校種別に人権学習の公開授業及び研究協議による研修を実施	「人権教育授業研究講座」実施					女性の人権問題について人権学習の進め方を各校が共有し理解し、効果的な実践が行われている。	「人権教育授業研究講座」総合評価の5件法で4以上とする。	教育センター	27		
			人権教育主任の主な役割は、校内の人権教育の推進であるが、組織マネジメントの意識が十分ではない状況が見られるとともに、全員が人権課題に対して十分な知識や経験を持っていない状況にある。(連絡協議会の平成25年度研修満足度:80.3%)	○人権教育主任の組織マネジメントについての研修を実施 ○人権教育主任に人権課題や人権学習についての情報提供と他校との情報交換を実施	「人権教育主任連絡協議会」実施					各校において、人権教育推進のためのPDCAサイクルが確立するとともに、女性の人権問題の現状を正しく把握し人権学習の在り方を校内で積極的に推進できる。	○「人権教育主任連絡協議会」研修満足度80%以上とする。 ○「人権教育主任研修」総合評価の5件法で4以上とする。	人権教育課 教育センター	27		
			女性の人権に関する研修は、比較的参加者が少ないうえ、参加者が固定化している傾向がある。	先進的な情報を提案出来る講師による講演会を実施	「人権教育セミナー」実施					女性の人権問題を正しく認識できる教職員が、積極的に人権課題の解決に向けて取組を進める。	「人権教育セミナー」50人以上が受講する。	教育センター	27		
			児童生徒の人権意識や人権感覚を高めるためには、自分の生活やこれまでの生き方を人権の視点で振り返る必要がある。(平成25年度:学校数118校、応募数446編)	人権作文募集事業の実施	人権作文募集事業の実施					人権作文に取り組むことにより、児童生徒の人権意識や人権感覚が高まるとともに、学校における人権教育の取組内容が充実する。	人権作文に取り組む学校数の増加とそれに伴う応募数の増加。	人権教育課	27		
			市町村等で実施される各種学級等において、男女の自立を協力を旨とした教育の充実や、女性の社会参画のための講座の開設、学習活動の支援を行います。	県内の市町村において、人権教育に関する推進方針や推進計画が策定されている市町村は5割弱であり、それに基づいた地域住民等に対する人権に関する学習機会が十分設定されていない状況がある。また、学習機会が単発で終わっている状況もあり、計画的・継続的な学習機会を保障していくことが求められる。(平成25年度:2町1村)	人権教育推進講座支援事業の実施	3市町村指定及びフォローアップ	3市町村指定及びフォローアップ	3市町村指定	3市町村指定及びフォローアップ	3市町村指定及びフォローアップ	本事業を指定した市町村において、○県民に身近な人権課題の解決に向けた学習内容を企画立案する力や効果的な学習方法を身に付けた指導者が養成される。 ○人権尊重のまちづくりに向けた学習機会の充実として、人権教育推進講座が計画的・継続的に実施される。	平成30年度までに、延べ15市町村で「人権教育推進講座支援事業」を実施する。	人権教育課	27	
			女性	イ 啓発 (ア) 講演会や研修会の開催など	「こうち男女共同参画センター『ソール』」等が「男女共同参画週間」などに実施している講演会や各種講座の開催、団体等への依頼等により、県民の自主的な取組を支援し、男女共同参画社会づくりに向けた啓発を行っている。今後は、事業内容や、事業の効果的な広報について検討が必要である。	○男女共同参画週間の講演会や各種講座の開催 ○各種団体等の依頼等により、ソール職員等が講師として男女共同参画に関する講座を実施 ○男女共同参画を推進するグループ・団体等の事業を助成等	ソールでの講演や講座等の実施や、団体や市町村の取組支援等による啓発					県民に、男女が互いに支え合い、性別にかかわらずその能力を發揮できる「男女共同参画社会」づくりに向けた意識啓発が進んでいる。	男女共同参画の実現を目指した出前講座(職員派遣含む)の実施 年間40件 こうち男女共同参画プラン(H23～27年度)	県民生活・男女共同参画課	27
						平成25年度現在、33市町村(97%)に事業委託を行っており、今後は県内全ての市町村で委託事業が実施され、人権啓発のための取組が行われるようにしていく必要がある。	市町村への事業委託による各市町村での講演会や研修会等の実施	市町村への事業委託による講演会や研修会等の実施					県内全ての市町村において100%の人権に関する委託事業が実施される。	県内市町村において100%の人権に関する委託事業の実施となる。	人権課

◆ 取組計画

【女性】「高知県人権施策基本方針―第1次改定版―」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針 母子編 ページ		
女性	イ 啓発 (ア) 講演会や研修会の開催など	「こうち男女共同参画センター『ソール』」等が「男女共同参画週間」などに実施している講演会の開催、市町村や団体、企業等が行う研修会に、講師・助言者を派遣するなど、県民の自主的な取組を支援します。	平成25年度実施の「じんけんふれあいフェスタ」の参加者は9,100人であった。今後は、個別の人権課題を含む人権全般に関する県民の正しい理解と認識を深めるために内容等を更に充実していく必要がある。	「じんけんふれあいフェスタ」の実施						「(県民の)人権」に対する正しい理解と認識が高まる。	「じんけんふれあいフェスタ」の参加者数を9,200人以上にする。また、参加者の「人権課題への理解が深まった」の割合を80%以上にする。	人権課	27	
		平成25年度は、人権の視点を持って企業力を高める人材育成を目的とした「ヒューマンパワー育成講座」を年間5回開催しており、参加者の満足度は、88.7%であった。今後は、研修内容を充実させていくことや、参加者の自社企業への還元などが課題である。	企業での人権意識を持ったリーダーを養成する研修会の実施							研修受講者が企業内の人権リーダーとなり、研修で学んだことが社内の職場や顧客対応などに生かされるようになる。	研修終了後、受講者が「会社での啓発実践ができた」の割合を60%以上にする。	人権課	27	
		平成25年度は、県民を対象とした人権啓発の「ハートフルセミナー」を年間5講座開催しており、参加者の満足度は、90.2%(5講座平均)であった。今後は、研修内容を充実させていくこと、基本方針の改定によって新たに追加した3つの個別の人権課題も含めて実施していく必要がある。	個別の人権課題等に関する県民を対象とした研修会の実施							県民が「女性の人権問題」に関する正しい認識や知識を身に付けることで、女性への人権侵害の防止につながる。	「ハートフルセミナー」(県民対象)の参加者の「個別の人権課題(女性)への理解が深まった」の割合を80%以上にする。	人権課	27	
		平成25年度実績としては、11団体への支援を実施している。民間団体の主体的な活動への経費の一部支援ということで、こうした活動が更に広がるように、今後は、支援団体の対象を年々増やしていく必要がある。	民間団体が実施する人権意識の高揚を目的とした活動への支援							職場や地域などで主体的に人権に関する学習ができる環境の基盤づくりが整う。	事業全体のなかで、新たな取組を実施する団体を年間3団体以上支援する。	人権課	27	
		平成24年度実績としては、のべ189回実施中、「女性と人権」に関する研修は11回であった。今後は、「女性と人権」に関する研修の内容を更に充実させていく必要がある。	(公財)高知県人権啓発センター講師による人権研修の実施							人権に関する研修内容の充実	「(県民の)女性の生活や仕事に生かせる内容であった」の割合を80%以上にする。	人権課	27	
		DV法の一部改正による原簿対象者の拡大に伴う対応を強化する。 ○充実した相談体制を築くため、更に女性相談支援センターとの緊密な連携が必要である。	○各種会場への参加による情報共有 ○女性相談支援センターとの連携強化 ○公費負担制度拡充による一時避難措置の強化							女性相談支援センターとの連携強化	DV被害者の早期発見、DV被害抑止となる。	高知県治安対策プログラム2017	県警 生活安全 企画課	27
		あちゆる機会やマスメディアを活用し、男女の実質的な平等についての広報活動を実施するとともに、広報誌等の作成・発行など、情報・資料の提供を行います。	○「こうち男女共同参画センター『ソール』」での、広報誌制作や講演、研修会の開催等啓発事業の他、図書等利用PR事業、ホームページやメールマガジンによる啓発・広報、また、県の広報誌等を活用した広報を実施している。 ○ソールのホームページの内容の見直しや更新作業の簡素化が必要である。 ○情報提供先など効果的な広報についての検討が必要である。	「こうち男女共同参画センター『ソール』」で、啓発誌「ぐちよきばー」や広報誌「ソール」の作成ホームページやメールマガジン等による広報を実施							啓発誌等を活用した広報活動の実施	県民に、男女が互いに支え合い、性別にかかわらずその能力を発揮できる「男女共同参画社会」づくりに向けた意識啓発が進んでいる。	ホームページの充実 情報誌、セミナーガイドの内容充実と配布先の拡大 広報素材の積極的活用 こうち男女共同参画プラン(H23～27年度)	県民生活・ 男女共同 参画課
現在、毎年度「人権啓発シリーズ」「人権啓発研修ガイドブック」の冊子を作成し、啓発活動で活用している。 今後はその取組を継続するとともに、人権全般や各個別の人権課題に関する内容を盛り込んだものにしていく必要がある。	興味・関心のある内容のテキストや啓発用の冊子、資料、リーフレット、パネル等の作成・配布・展示								啓発冊子を活用した研修等を実施することで、人権全般について、正しい理解と認識のある県民が多くなる。	—	人権課	27		
平成25年度は年3回の人権啓発映画をテレビ放送しており、県民の人権意識高揚に努めている。 今後は、新たに追加される3つの人権課題も含めて、放映映画の内容を検討していく必要がある。	基本方針で示した個別の人権課題を扱った人権啓発映画のテレビ放映								(県民の)「女性の生活や仕事に生かせる内容であった」の割合を80%以上にする。	5年間で1回以上は「女性」に関する人権啓発映画をテレビ放映する。	人権課	27		
平成25年度は年7回、人権全般や人権課題別のコラムを新聞に掲載し、県民の人権意識高揚に努めている。 今後は、新たに追加された3つの人権課題についても取り上げていく必要がある。	基本方針で示した個別の人権課題に関するコラムの新聞掲載								(県民の)「女性の生活や仕事に生かせる内容であった」の割合を80%以上にする。	5年間で2回以上は「女性」に関する人権コラムを新聞掲載する。	人権課	27		

【女性】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針 添削 ページ	
女性	イ 啓発 (イ) 広報活動	あらゆる機会やマスメディアを活用し、男女の実質的な平等についての広報活動を実施するとともに、広報誌等の作成・発行など、情報・資料の提供を行います。	バス車内への広告掲示や、列車へのポスター掲示等を行っており、広く県民の目にふれるかたちでの啓発活動に取り組んでいる。今後は、継続した取組と掲載内容等の工夫が必要である。	公共の交通機関を活用した人権啓発広告やポスターの掲示の実施	バス車内への広告掲示、列車へのポスター掲示、関係機関へのチラシやポスターの配布					(県民の「人権」に対する正しい理解と認識が高まる。	—	人権課	27
		平成24年度実績としては、利用者560人、図書・ビデオ・DVD・パネルの貸出726件であった。今後は、県民に更に図書資料室の存在を知ってもらい、活用してもらう必要がある。	県立人権啓発センターの図書資料室の活性化	〇ホームページや人権啓発センターだより、研修会などにおける宣伝 〇ニーズのある書籍やDVD等の購入					県民に身近な図書資料室として認知され、人権に関する生涯学習の場や資料を十分に提供できる施設となる。	—	人権課	27	
		これまでもホームページの充実等に努めてきたが、今後は、その取組を更に発展させ、新たに「人権啓発センターだより」を発行し、より多くの多様な内容について知ってもらい、理解してもらう必要がある。	人権啓発センターの事業等の情報発信	「人権啓発センターだより」の発行					県立人権啓発センターの施設のことや(公財)人権啓発センターの研修等の取組についての認知度が高まる。	「人権啓発センターだより」を毎月発行する。	人権課	27	
		平成25年度から新規事業として、人権啓発に関する取組を県内のスポーツ組織と共に実施しており、今後も継続及びより効果のある内容に発展させていく必要がある。	県内のスポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施	スポーツ組織等との協働イベントの開催					身近なスポーツを通じた人権啓発の取組により、人権を身近な問題としてとらえる県民が多くなる。	イベント参加者を通じた人権に関する新しい気づきがあった。割合が90%以上にする。	人権課	27	
		人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、課題が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していく必要がある。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進	普及啓発資料の配布					団体職員が、農林漁業を振興するうえで阻害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、所管団体(農業協同組合)全てが80点以上を獲得している。	農業政策課	27	
		農村に残る固定的性別役割分担意識の解消等を図るため、女性農業者の経営参画・社会参画を促し、女性の権利や女性の地位向上に向け取り組む。	農村女性リーダー育成のために男女共同参画研修等の実施	男女共同参画研修会等の実施					男女が共に支え合う魅力ある農村社会が形成される。	農村女性リーダー認定者数：350人 こちう男女共同参画プラン(H23～27年度)	環境農業推進課	27	
		人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、課題が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していく必要がある。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進	普及啓発資料の配布					団体職員が、農林漁業を振興するうえで阻害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、人権啓発活動に主体的に取り組んでいる協会の団体の割合が80%以上となる。	森づくり推進課	27	
女性	ウ 女性の社会参画 (ア) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	県の審議会等の委員への女性の参画を積極的に進めます。また、女性職員等の登用、活用を推進し、学校現場における女性教職員の登用を図ります。	〇審議会等委員への女性の割合は、平成26年5月1日現在で34.0%で、前年度の32.4%よりは上回っているものの、低迷している。 〇庁内への女性委員の参画の必要性の異なる啓発や女性委員の割合が40%を下回る審議会についての事前協議の徹底が必要である。	〇女性委員の割合が40%を下回る審議会について、事前協議の実施 〇男女共同参画推進本部会、幹事会で、女性の参画を呼び掛け	審議会等委員への女性の登用を、庁内に働きかける					庁内の審議会等委員への女性の参画が進むことで、政策に男女の視点が反映され、県全体の男女共同参画の意識啓発が進んでいる。	均衡・H27年度 こちう男女共同参画プラン(H23～27年度)	県民生活・男女共同参画課	28

◆ 取組計画

【女性】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針 冊子掲載 ページ	
女性	ウ 女性の社会参画 (イ)雇用の場における男女平等の推進	職域拡大を促進し、男女の平等な待遇を促します。また、子育て・介護が仕事と両立できる雇用環境を整えます。	急速に進む少子化が大きな社会問題となっており、その要因の1つとして仕事と家庭の両立に対する不安や負担の増大が指摘されている。次世代を担う子どもたちを健全に育むため、企業においても子育て支援に積極的に取り組む必要がある。 (9月末現在:100件)	男女が共に働きやすく、仕事と家庭の両立の推進等子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を認証する「次世代育成支援企業認証事業」を実施						企業において、仕事と家庭の両立が可能な職場環境づくりができています。	次世代育成支援企業の認証件数(150件)	雇用労働政策課	28
女性	エ 女性に対するあらゆる暴力の根絶	DVを未然に防止するための啓発を促進します。また、相談機能の充実や被害者の緊急保護、自立支援を行います。	女性相談支援センターにおける平成24年度の啓発 テレビCM 36回 ラジオ番組 3回 ソーシャルメディアへの記事掲載 1回 啓発用ポケットティッシュの配布 10,000個 相談カード作成、配布 19,000枚(女性団体の協力により配布) 啓発シール作成、配布 5,000枚 女性に対する暴力をなくす運動期間中の公共交通機関へのポスター掲示 ブロック別関係機関連携 効果的な広報の検討や、相談体制の充実が必要 ブロック別関係機関連携会議を2ブロックで実施 ○次年度以降は、最低でも東部、中部、西部での開催を目指す	女性相談支援センターで、DV被害者をはじめとする女性への暴力防止の啓発等を実施 専門研修への参加等により相談員のスキルアップを図るなどして、相談体制を充実し、相談への対応、被害者の保護、自立への支援等を実施 ブロック別関係機関連絡会を通じ、市町村等の地域の関係機関との連携を強化し、被害者支援のネットワークの構築を目指す					○DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることが広く認識されている。 ○DV防止の意識啓発が十分に推進できている。 配偶者暴力女性支援センターが広く周知され、被害者支援ができています。 関係機関と女性相談支援センターとの情報共有及び連携による被害者支援ができています。	「人権に関する県民意識調査」における、女性に関する事柄であること、DVが40%以上選ばれている。 第2次高知県DV被害者支援計画(H24～28年度)	県民生活・男女共同参画課	28 28	
女性	オ 市町村における男女共同参画計画策定の支援	男女共同参画計画は、男女共同参画の取組を進めるうえでの基本となることから、策定に向けた市町村の取組を支援します。	市町村における男女共同参画計画策定の推進を図っている(H24末:50%、17市町村) ○文書による計画策定依頼 H24:11 ○市町村への個別訪問による計画策定等の働きかけ H24:1市6町 ONPOに委託し、計画策定マニュアルの案案を作成 ONPO派遣による計画策定支援 ○計画未策定町村は、計画策定のための余力がないことから、マニュアル等のノウハウの提供や、NPO派遣等の支援が必要 ○計画策定は、町村の基本的な政策に関わるため、町村幹部への働きかけが必要	個別訪問や文書による計画策定依頼 ○計画策定マニュアルの作成、配布による計画策定支援 NPO派遣による計画策定支援(年間2～3市町村)					文書や個別訪問等による計画策定支援 最終的には、全ての市町村において計画が策定され、県内の男女共同参画が更に進んでいる。	計画策定市町村の割合 67.6%(23市町村) 目標年度:H27年度 こうち男女共同参画プラン(H23～27年度)	県民生活・男女共同参画課	28	

【子ども】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針冊 子掲載 ページ		
子ども	ア 教育 (ア) 就学前教育	子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人権を尊重した保育・教育を推進します。	いじめや虐待などにより命を失う事例は後を絶たず、子どもに対する人権侵害は、深刻な状態となっている。 子どもの人権問題に関する研修は、比較的参加者が多いが、参加者が固定化している傾向がある。	先進的な情報を提案出来る講師による講演会を実施	「人権教育セミナー」実施					子どもの人権問題を正しく認識できる教職員が、積極的に人権課題の解決に向けて取組を進める。	「人権教育セミナー」 80人以上が受講する。	教育センター	36	
			各保育所・幼稚園等で自主的・計画的な研修が十分に行われておらず、職員が相互に実践力を高め、体制が弱い。	園内研修支援事業の実施(園内研修支援・ブロック別研修支援)	園内研修支援の実施					子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人権を尊重した保育・教育が行われる。	園内研修実施回数130回 【園内研修支援】 園内研修実施後のアンケート 「参考になった」95%以上 【ブロック別研修支援】 公開保育への参加市町村率100%	36	36	
			子どもへの接し方がわからなかったり、子育てに不安や悩みを抱える保護者が多い。 複雑化・多様化する保護者の不安や悩みに、各保育所・幼稚園等で日常的・継続的に対応することが必要である。	親子支援啓発事業の実施	保護者研修の実施					親の子育て力を高めて、よりよい親子関係の構築を促し、子どもの健やかな育ちにつなげる。	実施回数100回 新規実施園数13園 事業実施後の保護者や保育者のアンケート結果 「子どもへの親の関わりが大切だと思う」95% 「保護者への関わりが大切だと思う」95%	36	36	
			開かれた学校づくりを通して、家庭や地域と連携を図り、子どもの思いや願いを受け止め、一人ひとりを大切にすることを大切にする教育の推進を通じて、子どもたちが生き生きと安全安心に生活できる環境を整備します。 また、自分や他者を大切にできる態度や行動力を身に付けるための学習を推進します。 さらに、いじめや不登校などの対策として、児童生徒理解に努め、問題行動等の予防、早期発見・早期対応のための校内組織の整備や取組、相談体制の充実を図ります。 なお、体罰根絶に向けた取組として、学校の組織的な体罰防止体制の確立や、適切な指導方法の体得に向けた研修の充実、体罰の実態把握の仕組みづくり等を実施します。	私立学校人権教育指導業務を委託し、人権教育指導員による私立学校への訪問指導の実施、私立学校教職員に対する研修会の開催等により、私立学校における人権教育の推進を図っている。 社会情勢や各学校の要請に応じながら継続した取組が必要。	引き継ぎ、人権教育指導員による私立学校への訪問指導、私立学校教職員に対する研修会等を実施する。	訪問指導、研修会等の開催					各学校の要請に応じた指導、職制や段階に応じた体系的な研修の実施等により、各私立学校における人権教育の推進に寄与している。	—	私学・大学支援課	36
			体罰の実態を正確に把握する必要がある。	実態把握調査及び相談窓口の設置	実態把握調査					体罰の実態を正確に把握し、迅速かつ適切に対応できる体制ができています。	—	教育政策課	36	
			人権教育の重要性を認識しつつも、人権学習の進め方については、転換期にあり、学習指導要領の趣旨に沿った授業となっていない事例がある。	受講者自らがテーマを設定し、授業計画や学習指導案の作成について協議を実施	「人権教育実践スキルアップ講座」実施					子どもの人権問題について、各校の実態に即した人権学習を展開できるリーダー的役割を担う実践者が育っている。	「人権教育実践スキルアップ講座」 総合評価の5件法で4以上とする。	教育センター	36	
人権教育主任の主な役割は、校内の人権教育の推進であるが、組織マネジメントの意識が十分ではない状況が見られるとともに、全員が人権課題に対して十分な知識や経験を持っているとは言えない状況にある。(連絡協議会の平成25年度研修満足度:80.3%)	小・中・高の各校種別に人権学習の公開授業及び研究協議による研修を実施	「人権教育授業研究講座」実施					子どもの人権問題について人権学習の進め方を各校が共通理解し、効果的な実践が行われている。	「人権教育授業研究講座」 総合評価の5件法で4以上とする。	36	36				
人権教育主任の組織マネジメントについては、転換期にあり、学習指導要領の趣旨に沿った授業となっていない事例がある。	○人権教育主任の組織マネジメントについての研修を実施 ○人権教育主任に人権課題や人権学習についての情報提供と他校との情報交換を実施	「人権教育主任連絡協議会」実施					各校において、人権教育推進のためのPDCAサイクルが確立するとともに、子どもの人権問題の現状を正しく把握し人権学習の在り方を校内で積極的に推進できる。	○「人権教育主任連絡協議会」 研修満足度80%以上とする。 ○「人権教育主任研修」 総合評価の5件法で4以上とする。	人権教育課	36				
いじめや虐待などにより命を失う事例は後を絶たず、子どもに対する人権侵害は、深刻な状態となっている。 子どもの人権問題に関する研修は、比較的参加者が多いが、参加者が固定化している傾向がある。	先進的な情報を提案出来る講師による講演会を実施	「人権教育セミナー」実施					子どもの人権問題を正しく認識できる教職員が、積極的に人権課題の解決に向けて取組を進める。	「人権教育セミナー」 80人以上が受講する。	教育センター	36				



◆ 取組計画

【子ども】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針書 子権版 ページ	
子ども	ア 学校教育 (イ) 学校教育	開かれた学校づくりを通して、家庭や地域と連携を図り、子どもの思いや願いを受け止めるとともに、一人ひとりを大切に育てる教育の推進を通じて、子どもたちが生き生きと安全安心に生活できる環境を整備します。 また、自分や他者を大切に育てる態度や行動力を身に付けるための学習を推進します。 さらに、いじめや不登校などの対策として、児童生徒理解に努め、問題行動等の予防、早期発見・早期対応のための校内組織の整備や取組、相談体制の充実を図ります。 なお、体罰根絶に向けた取組として、学校の組織的な体罰防止体制の確立や、適切な指導方法の体得に向けた研修の充実、体罰の実態把握の仕組みづくり等を実施します。	志育成型学校活性化事業～高知 夢いっばいプロジェクト～の実施	6校指定	6校指定	6校指定	指定校での実績を県内の学校へ発信	指定校での実績を県内の学校へ発信	各学校において予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。	国の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況を全国平均まで改善する。	人権教育課	36	
			相談活動以外のスクールカウンセラーの効果的活用方法を考える必要がある。	スクールカウンセラー等活用事業の実施	「スクールカウンセラー」の配置の拡大					各学校において予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。 ○公立中学校に100%配置 ○公立小学校に65%配置。	目標年度：H27年度 高知県教育振興基本計画重点プラン (H24-27年度) 高知家の子ども見守りプラン	人権教育課	36
			相談活動以外のスクールカウンセラーの効果的活用方法を考える必要がある。	心の教育アドバイザー等活用事業の実施	「心の教育アドバイザー」の配置の維持					各高等学校において予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。		人権教育課	36
			スクールソーシャルワーカーによる支援件数及び解決・好転率を向上させる必要がある。	スクールソーシャルワーカー等活用事業の実施	「スクールソーシャルワーカー」の配置の拡大					各学校において予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。 配置する市町村を広げ、配置人数を増員させる。		人権教育課	36
			市町村によっては専門性の高い相談員が確保できず、十分な相談業務ができていない。	生徒指導推進事業の実施	「相談員」等の配置の拡大					各学校において予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。 配置する市町村を広げ、配置人数を増員させる。		人権教育課	36
			児童生徒の生命に関わる事件・事故はいつ起こってもおかしくないとの認識の下、事案に応じて、専門的に早期対応をするための体制整備が必要である。	子どもの命と心を守り育てる学校支援事業	学校が苦慮している事案に対して、支援チームを緊急に派遣					緊急事案に対応できる学校の組織体制が確立している。		人権教育課	36
			1回の相談が40～50分の相談が多い。夜間の電話は1回線しかないため、多くの相談を受けることができていない。	24時間電話相談事業の実施	電話相談の相談員の配置の維持と拡大					専門性の高い相談員を配置し、2回線以上で複数対応ができる体制を確立している。	国の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況を全国平均まで改善する。	人権教育課	36
			平成25年度の電話相談状況は、1,100件で、最近5年間は1,000件前後で推移するなど県民のニーズが高い。	子ども及び保護者の不安や悩みに対する電話相談の実施(9:00～21:00)	「心の教育センター電話相談事業」の実施					児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況を全国平均となっている。	目標年度：H27年度 高知県教育振興基本計画重点プラン (H24-27年度)	心の教育センター	36
			平成25年度の相談状況は、来所・出張教育相談は約1,900件、Eメール相談は約400件を超える見込みで、いずれも増加傾向にあり、県民のニーズが高い。個々のケースに応じて、学校、関係機関との連携を深め、効果的な支援をしていく必要がある。	いじめや不登校をはじめとする子どもの悩みや、子どもの教育に関する悩み、発達上の課題や行動上の課題について、来所相談、出張教育相談、Eメール相談を通して支援を行う。	「来所相談」の実施 「出張教育相談」の実施 「Eメール相談」の実施					児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況が全国平均まで改善されている。		心の教育センター	36

【子ども】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針書 子規範 ページ
子ども	ア 教育 (イ) 学校教育	※前ページ参照 児童生徒の人権意識や人権感覚を高めるためには、自分の生活やこれまでの生き方を人権の視点で振り返る必要がある。 (平成25年・学校数118校、応募数446編)	人権作文募集事業の実施						人権作文に取り組みることにより、児童生徒の人権意識や人権感覚が高まるとともに、学校における人権教育の取組内容が充実する。	人権教育課	36	
子ども	ア 教育 (ウ) 社会教育	子どもたちが様々な生活体験や自然体験を通して、お互いの人権を尊重する人間関係を築いていけるよう、青少年教育施設での体験活動の充実や放課後の子どもの居場所づくりと学びの場の充実、スポーツ少年団、各種サークルの育成や環境の整備に努めます。 なお、こうした場面においても暴力行為等、不適切な指導が起こらないよう、関係団体等とも連携を図り、指導者等に対する研修や啓発資料の配布等を行います。 また、家庭や地域、学校が相互に連携し、子どもの人権を尊重する取組を進めるとともに、学習機会の提供や啓発資料の配布を行うなど、自主的な学習を支援します。	「放課後子どもプラン推進事業」放課後の子どもたちの居場所づくりと学びの場の充実	放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所づくり	地域の実情に応じた放課後学びの場の充実	NPOと協働した放課後学びの場人材バンクの設置・運営	指導者等の人材育成・事業内容の充実支援	<H27年度の目指すべき姿> ○学校や地域と連携し、より安全で健やかに、地域で子どもを育てる風土ができる。 ○「放課後学びの場」において、より学校との連携が進み、子どもたちが学び力を身に付けることができる。	高知県教育振興基本計画重点プラン (H24-27年度)	生涯学習課	36	
		高知県では、幼少期の子どもたちの自然体験の減少をはじめ、大人も含めた自然離れが進んでいる。 青少年向けに自然体験活動を提供している指導者の高齢化が進行している。	自然体験活動の指導者を養成	自然体験リーダー養成	自然体験インストラクター養成	自然体験コーディネーター養成		<H27年度の目指すべき姿> ○養成した人材を活用し、県内の自然体験活動や環境学習の一層の推進を図る。 ○幼少期における自然体験活動に、多くの親が積極的に参加できる環境を整備する。	高知県教育振興基本計画重点プラン (H24-27年度)	生涯学習課	36	
		不登校やいじめ等の問題は引き続き高い水準で発生している。 また、自然体験活動や人との関わりが少なく、人とのコミュニケーションの取り方がわからない子どもが増えている。	青少年教育施設主催事業(中1学級づくり合宿事業、不登校対策事業等)の実施					青少年教育施設主催事業の実施	<H27年度の目指すべき姿> ○生徒が自分の目標を持ち、やる気を持って学業に取り組めるようになる。 ○中1学級にまともな学習ができる円滑な学級経営を行うことができる。 ○周囲とのコミュニケーション機会が増えることで、不登校などの問題を抱える生徒の復学のきっかけになる。 ○多様な体験活動や学習活動を通じ、青少年の自主性、社会性、協調性が育まれる。	高知県教育振興基本計画重点プラン (H24-27年度)	生涯学習課	36
		積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの種別が顕著となり、運動習慣が身に付いていない子どもに対する支援の充実が大きな課題となっている。 そのため、スポーツや運動を通して、チームワーク、責任感、忍耐力、真誠力、友情などを経験的に体得させる機会が失われている。	○総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団において、種目数を増やしたり、運動が苦手な子どもでも参加できるようなスポーツ体験教室等を開催 ○地域のスポーツ指導者等の活用により、放課後の時間や週末等を利用し、スポーツ活動を行う	スポーツ体験教室等の実施	放課後子ども教室との協働開催	地域のスポーツ指導者の活用	市町村教育委員会との連携(スポーツ推進委員の活用)	総合型地域スポーツクラブや地域の体育団体との連携	子どもたちを取り巻く社会全体が連携して運動を行うことができる環境を整えたことで、全ての子どもたちが、学校以外でも体を動かしている。 運動やスポーツの実施が習慣化している子どもの割合が増える。 【目標数値】 ①総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団への加入率を上げる。 ②子どもの1日の運動やスポーツの実施時間が増える。 ③土曜日や日曜日に運動やスポーツを実施する子どもの割合が増える。 (全国体力運動能力・運動習慣等調査) 高知県スポーツ推進計画 (H25-34年度)	スポーツ健康教育課	36	

◆ 取組計画

【子ども】「高知県人権施策基本方針―第1次改定版―」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針冊 子掲載 ページ
子ども	ア 教育 (ウ) 社会教育	子どもたちが様々な生活体験や自然体験を通して、お互いの人権を尊重する人間関係を築いていけるよう、青少年教育施設での体験活動の充実や放課後の子どもの居場所づくりと学びの場の充実、スポーツ少年団・各種サークルの育成や環境の整備に努めます。 なお、こうした場面においても暴力行為等、不適切な指導が起らないよう、関係団体等とも連携を図り、指導者等に対する研修や啓発資料の配布等を行っていきます。 また、家庭や地域、学校が相互に連携し、子どもの人権を尊重する取組を進めるとともに、学習機会の提供や啓発資料の配布を行うなど、自主的な学習を支援します。	少年スポーツを総括する組織を構築し、実態を把握するとともに、課題に応じた取組を推進	組織の構築	組織を中心とした取組の推進			指導者を対象とした研修会の実施	少年スポーツにおける指導体制が整い、科学的な根拠に基づいた指導方法が多くの場面で行われることで、子どもたちがスポーツの楽しさを十分味わうことができる環境が充実する。	—	スポーツ健康教育課	36
			県内の市町村において、人権教育に関する推進方針や推進計画が策定されている市町村は5割弱であり、それに基づいた地域住民等に対する人権に関する学習機会が十分設定されていない状況がある。 また、学習機会が単発で終わっている状況もあり、計画的・継続的な学習機会を確保していくことが求められる。(平成25年度:2町1村)	人権教育推進講座支援事業の実施	3市町村指定及びフォローアップ	3市町村指定及びフォローアップ	3市町村指定	3市町村指定及びフォローアップ	3市町村指定及びフォローアップ	本事業を指定した市町村において、 ○県民に身近な人権課題の解決に向けた学習内容を企画立案する力や効果的な学習方法を身に付けた指導者が養成される。 ○人権尊重のまちづくりに向けた学習機会の充実として、人権教育推進講座が計画的・継続的に実施される。	平成30年度までに、延べ15市町村で「人権教育推進講座支援事業」を実施する。	人権教育課
子ども	イ 啓発 (ア) 講演会や研修会の開催など	子どもの人権が尊重される社会づくりを推進するための講演会や研修会の開催など、県民の自主的な学習機会を設けます。	市町村への事業委託による各市町村での講演会や研修会等の実施	市町村への事業委託による講演会や研修会等の実施					県内全ての市町村において人権に関する委託事業が実施される。	県内市町村において100%の人権に関する委託事業の実施となる。	人権課	36
			「じんけんふれあいフェスタ」の実施	「じんけんふれあいフェスタ」の実施及び効果的な宣伝の工夫					(県民の)「人権」に対する正しい理解と認識が高まる。	「じんけんふれあいフェスタ」の参加者数を9,200人以上にする。また、参加者の「人権課題への理解が深まった」の割合を80%以上にする。	人権課	36
			企業での人権意識を持ったリーダーを養成する研修会の実施	「ヒューマンパワー育成講座」(企業対象)実施					研修受講者が企業内の人権リーダーとなり、研修で学んだことが社内の職場や顧客対応などに生かされるようになる。	研修終了後、受講者が「会社での啓発実践ができた」の割合を60%以上にする。	人権課	36
			個別の人権課題等に対する県民を対象とした研修会の実施	「ハートフルセミナー」(県民対象)実施					県民が子どもの人権問題に関する正しい認識や知識を身に付けることで、子どもへの人権侵害の防止につながる。	「ハートフルセミナー」(県民対象)の参加者の「個別の人権課題(子ども)への理解が深まった」の割合を80%以上にする。	人権課	36
			民間団体が実施する人権意識の高揚を目的とした活動への支援	「民間団体への助成事業」の実施と、県民への周知					職場や地域などで主体的に人権に関する学習ができる環境の基盤づくりが整う。	事業全体のなかで、新たな取組を実施する団体以上支援する。	人権課	36
			(公財)高知県人権啓発センター講師による人権研修の実施	人権に関する研修内容の充実					(県民の)「子どもの人権問題」に対する正しい理解と認識が高まる。	参加者の「今後の生活や仕事に生かせる内容であった」の割合を80%以上にする。	人権課	36

【子ども】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針冊 子掲載 ページ	
子ども	イ 啓発 (イ) 広報活動 子どもの人権を尊重する機運を高めるため、「児童福祉週間」や「児童虐待防止推進月間」などを中心とした県民啓発を進めるとともに、子どもの人権に関する啓発資料の作成・配布を行います。	子ども人口が減少するなかで、虐待件数は高止まりにあり、子どもを取り巻く状況は厳しい状況にある。	官民協働によるオレンジリボンキャンペーンの継続と拡充	オレンジリボンキャンペーンの継続・拡充					虐待防止や通告義務の啓発活動による県民への取組が浸透し、早期発見されるケースが増えている。	(H27年度)	—	児童家庭課	36
		平成25年4月に「子ども条例」が改正施行されたが、県民に広く広報・啓発をしていく必要がある。	「子ども条例」の基本理念を広め、子どもが心豊かに成長することができる環境づくりの推進	「子ども条例」の広報・啓発(リーフレットの配布、フォーラム等の開催)	高知県子どもの環境づくり推進委員会 4期 → 5期 → 6期 高知県子どもの環境づくり推進計画_第3期 進行管理 第4期 策定 進行管理					○子どもの環境づくり推進委員会との連携による周知・啓発の取組により、子ども条例の認知度がアップしている。 ○庁内各部署や子どもの環境づくり推進委員会との連携により、子どもの環境づくり推進計画の取組が着実に進んでいる。	—	少年対策課	36
		現在、毎年度「人権啓発シリーズ」「人権啓発研修ガイドブック」の冊子を作成し、啓発活動で活用している。 今後はその取組を継続するとともに、人権全般や各個別の人権課題に関する内容を盛り込んだものにしていく必要がある。	興味・関心のある内容のテキストや啓発用の冊子、資料、リーフレット、パネル等の作成・配布・展示	啓発用の冊子、資料、リーフレット、パネル等の作成・配布・展示						啓発冊子を活用した研修等を実施することで、人権全般について、正しい理解と認識のある県民が多くなる。	—	人権課	36
		平成25年度は年3回の人権啓発映画をテレビ放映しており、県民の人権意識高揚に努めている。 今後は、新たに追加される3つの人権課題も含めて、放映映画の内容を検討していく必要がある。	基本方針で示した個別の人権課題を扱った人権啓発映画のテレビ放映	人権啓発映画のテレビ放映						(県民の)「子どもの人権問題」に対する正しい理解と認識が高まる。	5年間で1回以上は「子ども」に関する人権啓発映画をテレビ放映する。	人権課	36
		平成25年度は年7回、人権全般や人権課題別のコラムを新聞に掲載し、県民の人権意識高揚に努めている。 今後は、新たに追加された3つの人権課題についても取り上げていく必要がある。	基本方針で示した個別の人権課題に関するコラムの新聞掲載	人権課題に関するコラムの新聞掲載						(県民の)「子どもの人権問題」に対する正しい理解と認識が高まる。	5年間で2回以上は「子ども」に関する人権コラムを新聞掲載する。	人権課	36
		バス車内への広告掲示や、列車へのポスター掲示等を行っており、広く県民の目にふれるかたちでの啓発活動に取り組んでいる。 今後は、継続した取組と掲載内容等の工夫が必要である。	公共の交通機関を活用した人権啓発広告やポスターの掲示の実施	バス車内への広告掲示、列車へのポスター掲示、関係機関へのチラシやポスターの配布						(県民の)「人権」に対する正しい理解と認識が高まる。	—	人権課	36
		平成24年度実績としては、利用者560人、図書・ビデオ・DVD・パネルの貸出726件であった。 今後は、県民に更に図書資料室の存在を知ってもらい、活用してもらおう必要がある。	県立人権啓発センターの図書資料室の活性化	○ホームページや人権啓発センターだより、研究会などにおける宣伝 ○ニーズのある書籍やDVD等の購入						県民に身近な図書資料室として認知され、人権に関する生涯学習の場や資料を十分に提供できる施設となる。	—	人権課	36
		これまでもホームページの充実等に努めてきたが、今後は、その取組を更に発展させ、新たに「人権啓発センターだより」を発行し、より多くの多様な内容について知ってもらい、理解してもらおう必要がある。	人権啓発センターの事業等の情報発信	「人権啓発センターだより」の発行						県立人権啓発センターの施設のことや(公財)人権啓発センターの研修等の取組についての認知度が高まる。	「人権啓発センターだより」を毎月発行する。	人権課	36
		平成25年度から新規事業として、人権啓発に関する取組を県内のスポーツ組織と共に実施しており、今後も継続及びより効果のある内容に発展させていく必要がある。	県内のスポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施	スポーツ組織等との協働イベントの開催						身近なスポーツを通じた人権啓発の取組により、人権を身近な問題としてとらえる県民が多くなる。	イベント参加者の「人権に関する新しい気づきがあった」の割合を90%以上にする。	人権課	36
		人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、課題が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していく必要がある。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進	普及啓発資料の配布						団体職員が、農林漁業を振興するうえで阻害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、所管団体(農業協同組合)全てが80点以上を獲得している。	農業政策課	36

◆ 取組計画

【子ども】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針冊子 掲載ページ
子ども	イ 啓発 (イ) 広報活動	子どもの人権を尊重する機運を高めるため、「児童福祉週間」や「子どもの日」、「児童虐待防止推進月間」などを中心とした県民啓発を進めるとともに、子どもの人権に関する啓発資料の作成・配布を行います。	人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、課題が残っているため、啓発用資料等の配布を今後継続していくことが必要である。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進	普及啓発資料の配布				団体職員が、農林漁業を振興するうえで阻害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、所管団体(森通、森林組合)全てが80点以上を獲得している。	森づくり推進課	36
			人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、課題が残っているため、啓発用資料等の配布を今後継続していくことが必要である。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進	普及啓発資料の配布				団体職員が、農林漁業を振興するうえで阻害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、人権啓発活動に主体的に取り組んでいる漁協等の団体の割合が80%以上となる。		
子ども	ウ 児童虐待防止対策 (ア) 児童相談所の体制の強化	早期発見・早期対応、保護・支援にいたるまで、切れ目のない総合的な支援を進めます。	平成26年2月に起きた児童虐待死亡事件を受け、「高知県児童虐待防止専門検証委員会」からの提言に沿った取組を行っているが、職員の経験年数が少なく、専門性の確保に時間がかかる。	○外部専門家の招へい ○弁護士による法的対応の代行とサポート ○児童虐待対応の先進地への派遣研修 ○職種別・経験年数別職員研修体系に基づく研修の実施 ○子どもの安全と最善の利益を優先し、必要な場合には職権による一時保護の実施	児童相談所職員の組織運営力の強化				職員の経験年数と研修の積み重ねにより一定の専門性が確保され、チーム対応力も向上し、より迅速で適切な対応ができています。 (H27年度)	—	児童家庭課	37
			人事異動や専門職不足のため市町村の児童家庭相談担当部署の職員の専門性の維持・向上が難しい。	○児童相談所の参画による各市町村の要保護児童対策地域協議会の活動強化に向けた支援の実施 ○警察及び女性相談支援センターとの連絡会の実施	専門家によるサポートの強化							
子ども	ウ 児童虐待防止対策 (イ) 関係機関との連携強化	市町村や警察、学校などとの情報共有と連携を強化します。	人事異動や専門職不足のため市町村の児童家庭相談担当部署の職員の専門性の維持・向上が難しい。	○児童相談所の参画による各市町村の要保護児童対策地域協議会の活動強化に向けた支援の実施 ○警察及び女性相談支援センターとの連絡会の実施	市町村の相談窓口強化への支援				関係機関の連携によって、地域のなかで、要保護児童等の早期発見と、きめ細やかな対応に向けた取組ができてきた。 (H27年度)	—	児童家庭課	37
			児童相談所職員や教職員などを対象とした、知識と対応力を身に付ける研修を実施します。	○児童相談所職員の経験年数が少なく、専門性の確保に時間がかかる。また、人事異動や専門職不足のため市町村の児童家庭相談担当部署の職員の専門性の維持・向上が難しい。	課題を抱える市町村への重点的な支援							
子ども	ウ 児童虐待防止対策 (ウ) 関係する職員などへの研修の充実	児童相談所職員や教職員などを対象とした、知識と対応力を身に付ける研修を実施します。	児童相談所職員の経験年数が少なく、専門性の確保に時間がかかる。また、人事異動や専門職不足のため市町村の児童家庭相談担当部署の職員の専門性の維持・向上が難しい。	○児童虐待対応の先進地への派遣研修 ○職種別・経験年数別職員研修体系に基づく研修の実施 ○児童福祉司任用資格取得講習会の実施や市町村の児童家庭相談担当部署の職員などへの研修の実施	児童相談所職員の専門性の確保と向上				職員の経験年数と研修の積み重ねにより一定の専門性が確保され、チーム対応力も向上し、より迅速で適切な対応ができています。 (H27年度)	—	児童家庭課	37
			児童虐待については、早期発見・早期対応が求められる。教職員は、児童生徒や保護者との日々のかかわりのなかで、児童虐待を見抜く力を身に付ける必要がある。 (平成24年度・100%)	○県内すべての公立学校において、児童虐待に関する校内研修を毎年実施 ○年次研修等による体系的な教職員研修の実施	市町村の児童家庭相談窓口強化への支援							
			児童虐待については、早期発見・早期対応が求められる。教職員は、児童生徒や保護者との日々のかかわりのなかで、児童虐待を見抜く力を身に付ける必要がある。 (平成24年度・100%)	○県内すべての公立学校において、児童虐待に関する校内研修を毎年実施 ○年次研修等による体系的な教職員研修の実施	児童虐待に関する校内研修の実施				児童虐待を見抜く力を備えた教職員が増え、より迅速で適切な対応ができています。	○県内すべての公立学校の児童虐待に関する校内研修実施率100%を維持する。 ○児童虐待に関する体系的な教職員研修を継続する。	人権教育課	37

【高齢者】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針 策定 ページ	
高齢者	ア 教育 (ア) 就学前教育	高齢者等とふれあひ、自分の感情や意志を表現しながら共に楽しみ、共感し合う体験を通して、親しみを持ち、人と関わることに立っ喜びを味わうことができる保育・教育を推進します。	先進的な情報を提案出来る講師による講演会を実施						高齢者の人権問題を正しく認識できる教職員が、積極的に人権課題の解決に向けて取組を進める。	「人権教育セミナー」 80人以上が受講する。	教育センター	43	
			園内研修支援事業の実施(園内研修支援・ブロック別研修支援)						高齢者等と触れ合い、自分の感情や意志を表現しながらともに楽しみ、共感し合う体験を通して、親しみを持ち、人とかわることの楽しさや人の役に立っ喜びを味わうことができる保育・教育が行われる。	園内研修実施回数130回 【園内研修支援】 園内研修実施後のアンケート「参考になった」55%以上 【ブロック別研修支援】 公開保育への参加市町村率100%	幼保支援課	43	
			各保育所・幼稚園等で自主的・計画的な研修が十分に行われておらず、職員が相互に実践力を高めていく体制が弱い。										
高齢者	ア 教育 (イ) 学校教育	高齢化の進行を踏まえ、高齢者とのふれあひの機会を充実させ、豊かな人間性を育むなかで、世代を越えた共感や高齢者を思いやる心を育てます。	引き続き、人権教育指導員による私立学校への訪問指導、私立学校教職員に対する研修会等を実施する。						各学校の要請に応じた指導、職制や段階に応じた体系的な研修の実施等により、各私立学校における人権教育の推進に寄与している。	—	私学・大学支援課	43	
			受講者自らがテーマを設定し、授業計画や学習指導案の作成に協力を実施						高齢者の人権問題について、各校の実態に即した人権学習を展開できるリーダー的役割を担う実践者が育っている。	「人権教育実践スキルアップ講座」 総合評価の5件法で4以上とする。	教育センター	43	
			小・中・高の各校種別に人権学習の公開授業及び研究協議による研修を実施						高齢者の人権問題について人権学習の進め方を各校が共通理解し、効果的な実践が行われている。	「人権教育授業研究講座」 総合評価の5件法で4以上とする。	教育センター	43	
			人権教育主任の主な役割は、校内の人権教育の推進であるが、組織マネジメントの意識が十分ではない状況が見られるとともに、全員が人権課題に対して十分な知識や経験を持っているとは言えない状況にある。(平成25年度研修満足度:80.3%)	人権教育主任の組織マネジメントについての研修を実施					各校において、人権教育推進のためのPDCAサイクルが確立するとともに、高齢者の人権問題の現状を正しく把握し人権学習の在り方を校内で積極的に推進できる。	「人権教育主任連絡協議会」 研修満足度80%以上とする。	人権教育課	43	
				人権教育主任に研修組や人権学習についての情報交換を実施						「人権教育主任研修」実施	「人権教育主任研修」 総合評価の5件法で4以上とする。	教育センター	43
			高齢化率が高い本県では、子どもたちにとっても、多くの場面で関わる問題となっている。高齢者の人権問題に関する研修は、比較的参加者が多いが、参加者が固定化している傾向がある。	先進的な情報を提案出来る講師による講演会を実施						高齢者の人権問題を正しく認識できる教職員が、積極的に人権課題の解決に向けて取組を進める。	「人権教育セミナー」 80人以上が受講する。	教育センター	43
			児童生徒の人権意識や人権感覚を高めるためには、自分の生活やこれまでの生き方を人権の視点で振り返る必要がある。(平成25年度:学校数118校、応募数446編)	人権作文募集事業の実施						人権作文に取り組むことにより、児童生徒の人権意識や人権感覚が高まるとともに、学校における人権教育の取組内容が充実する。	人権作文に取り組む学校数の増加とそれに伴う応募数の増加。	人権教育課	43
高齢者	ア 教育 (ウ) 社会教育	社会教育諸学校や各種団体等において、高齢社会の課題や高齢者のおかれている社会的状況など、高齢者に対する理解を深めるための学習機会の提供や充実を図り、高齢者の持つ豊富な知識や経験を生かした世代間交流の機会を設けます。	県内の市町村において、人権教育に関する推進方針や推進計画が策定されている市町村は5割弱であり、それに基づいた地域住民等に対する人権に関する学習機会が十分設定されていない状況がある。また、学習機会が単発で終わっている状況もあり、計画的・継続的な学習機会を保障していくことが求められる。(平成25年度:2町1村)	3市町村指定及びフォローアップ	3市町村指定及びフォローアップ	3市町村指定	3市町村指定及びフォローアップ	3市町村指定	本事業を指定した市町村において、 ○県民に身近な人権課題の解決に向けた学習内容を企画立案する力や効果的な学習方法を身に付けた指導者が養成される。 ○人権尊重のまちづくりに向けた学習機会の充実として、人権教育推進講座が計画的・継続的に実施される。	平成30年度までに、延べ15市町村で「人権教育推進講座支援事業」を実施する。	人権教育課	43	
			「高知県立ふくし交流プラザ」などで実施されている、高齢者と同じ身体状況や介護講座、福祉教育・ボランティア学習実践講座などを活用し、高齢者や高齢者の人権に対する理解を深める取組を行います。また、認知症に対する正しい知識を普及、啓発するため「認知症サポーター」の養成に取り組みます。	高知県立ふくし交流プラザでは、これまでも県民に対する介護講座を開催してきたが、プラザから遠い地域への出前講座を行うなど、県下全域でより多くの学びの機会を設ける。	○県民に対する介護講座事業の開催 ○入門講座(高齢者疑似体験や車椅子体験、福祉用具見学等) ○基礎講座(介護の基本的な知識や技術についての実技講座等) ○テーマ別講座(介護のみならず、高齢期の生活を考えるために必要な知識を幅広く学ぶ講座等)	県民に対する介護講座事業の開催				県民が、様々な学びや体験を通じて、高齢者や障害者を持つ方への理解を深め、「福祉社会を国民全体で支える」という考え方が広く県民に広がっている。	—	地域福祉政策課	43

◆ 取組計画

【高齢者】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針冊 子掲載 ページ
高齢者	イ 啓発 (ア) 研修会の開催など	「高知県立よくし交流プラザ」などで実施されている。高齢者と同じ身体的な状況の疑似体験や介護講座、福祉教育・ボランティア学習実践講座などを活用し、高齢者や高齢者の人権に対する理解を深める取組を行います。また、認知症に対する正しい知識を普及、啓発するため「認知症サポーター」の養成に取り組みます。	地域連携による福祉教育・ボランティア学習の推進を図る。	ボランティア活動の推進					ボランティア活動が活発になり、地域福祉の推進につながっている。	—	地域福祉政策課	43
			市町村への事業委託による講演会や研修会等の実施	市町村への事業委託による講演会や研修会等の実施					県内全ての市町村において人権に関する委託事業が実施される。	県内市町村において100%の人権に関する委託事業の実施となる。	人権課	43
			「じんけんふれあいフェスタ」の実施	「じんけんふれあいフェスタ」の実施及び効果的な宣伝の工夫					「(県民の)「人権」に対する正しい理解と認識が高まる。	「じんけんふれあいフェスタ」の参加者数を9,200人以上にする。また、参加者の「人権課題への理解が深まった」の割合を80%以上にする。	人権課	43
			企業での人権意識を持ったリーダーを養成する研修会の実施	「ヒューマンパワー育成講座」(企業対象)実施					研修受講者が企業内の人権リーダーとなり、研修で学んだことが社内の職場や顧客対応などに生かされるようになる。	研修終了後、受講者が「会社での啓発実践ができた」の割合を60%以上にする。	人権課	43
			個別の人権課題等についての県民を対象とした研修会の実施	「ハートフルセミナー」(県民対象)実施					県民が「高齢者の人権問題」に関する正しい認識や知識を身に付けることで、高齢者への人権侵害の防止につながる。	「ハートフルセミナー」(県民対象)の参加者の「個別の人権課題(高齢者)への理解が深まった」の割合を80%以上にする。	人権課	43
			民間団体が実施する人権意識の高揚を目的とした活動への支援	「民間団体への助成事業」の実施と、県民への周知					職場や地域などで主体的に人権に関する学習ができる環境の基盤づくりが整う。	事業全体のなかで、新たな取組を実施する団体を年間3団体以上支援する。	人権課	43
高齢者	イ 啓発 (イ) 地域との連携	市民のネットワークや各種ボランティア活動との連携を強化します。	市町村ボランティアセンターへの支援、地域連携による福祉教育・ボランティア学習の推進等を図る。	ボランティア活動の推進					ボランティア活動が活発になり、地域福祉の推進につながっている。	—	地域福祉政策課	43
			「高齢者」に関する研修は3回であった。	人権に関する研修内容の充実					(県民の)「高齢者」に対する正しい理解と認識が高まる。	参加者の「今後の生活や仕事に生かせる内容であった」の割合を80%以上にする。	人権課	43
			啓発パンフレットなどの作成・配布や、テレビ、ホームページ等を活用し、高齢者の積極的な社会活動や介護問題などについて、県民にわかりやすい広報活動に努めます。	キャラバンメイトや認知症サポーターの養成 パンフレット等による広報・啓発 認知症コールセンターの運営 認知症の人の家族の交流の場づくり 地域の「介護者の集い」「認知症の人と家族の会」などについての情報提供					県民が認知症に関する正しい認識や知識を身に付けることで、認知症の早期発見や人権侵害の予防につながる。	平成27年度までに、認知症サポーターを30,000人養成 日本一の健康長寿県構想	高齢者福祉課	43

【高齢者】「高知県人権施策基本方針—第1次改定版—」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針冊 子掲載 ページ
高齢者	イ 啓発 (ウ) 広報活動	啓発パンフレットなどの作成・配布や、テレビ、ホームページ等を活用し、高齢者の積極的な社会活動や介護問題などについて、県民にわかりやすい広報活動に努めます。	興味・関心を持って内容のテキストや啓発用の冊子、資料、リーフレット、パネル等の作成・配布・展示						啓発冊子を活用した研修等を実施することで、人権全般について、正しい理解と認識のある県民が多くなる。	—	人権課	43
		現在、毎年度「人権啓発シリーズ」・「人権啓発研修ガイドブック」の冊子を作成し、啓発活動で活用している。今後もその取組を継続するとともに、人権全般や各個人の人権課題に関する内容を盛り込んだものにしていく必要がある。	基本方針で示した個別の人権課題を扱った人権啓発映画のテレビ放映						「(県民の)「高齢者」の人権問題」に対する正しい理解と認識が高まる。	5年間で1回以上は「高齢者」に関する人権啓発映画をテレビ放映する。	人権課	43
		平成25年度は年3回の人権啓発映画をテレビ放映しており、県民の人権意識高揚に努めている。今後は、新たに追加される3つの人権課題も含めて、放映映画の内容を検討していく必要がある。	基本方針で示した個別の人権課題に関するコラムの新聞掲載						「(県民の)「高齢者」の人権問題」に対する正しい理解と認識が高まる。	5年間で2回以上は「高齢者」に関する人権コラムを新聞掲載する。	人権課	43
		平成25年度は年7回、人権全般や人権課題別のコラムを新聞に掲載し、県民の人権意識高揚に努めている。今後は、新たに追加された3つの人権課題についても取り上げていく必要がある。	公共の交通機関を活用した人権啓発広告やポスターの掲示の実施						「(県民の)「人権」に対する正しい理解と認識が高まる。	—	人権課	43
		バス車内への広告掲示や、列車へのポスター掲示等を行っており、広く県民の目にふれるかたちでの啓発活動に取り組んでいる。今後は、継続した取組と掲載内容等の工夫が必要である。	県立人権啓発センターの図書資料室の活性化						県民に身近な図書資料室として認知され、人権に関する生涯学習の場や資料を十分に提供できる施設となる。	—	人権課	43
		平成24年度実績としては、利用者560人、図書・ビデオ・DVD・パネルの図書資料室の活用272件であった。今後は、県民に更に図書資料室の存在を知ってもらい、活用してもらう必要がある。	人権啓発センターの事業等の情報発信						県立人権啓発センターの施設のことや(公財)人権啓発センターの研修等の取組についての認知度が高まる。	「人権啓発センター」だよりを毎月発行する。	人権課	43
		これまでホームページの充実等に努めてきたが、今後は、その取組を更に発展させ、新たに「人権啓発センター」だよりを発行し、より多くの多様な内容について知ってもらい、理解してもらう必要がある。	県内のスポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施						身近なスポーツを通じた人権啓発の取組により、人権を身近な問題としてとらえる県民が多くなる。	イベント参加者を通じた人権に関する新しい気づきがあった割合が90%以上にする。	人権課	43
		平成25年度から新規事業として、人権啓発に関する取組を県内のスポーツ組織と共に実施しており、今後も継続及びより効果のある内容に発展させていく必要がある。	普及啓発資料の配布						団体職員が、農林漁業を振興するうえで阻害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、所管団体(農業協同組合)全てが90点以上を獲得している。	農業政策課	43
		人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、課題が残っているため、啓発用資料等の配布を今後継続していく必要がある。	普及啓発資料の配布						団体職員が、農林漁業を振興するうえで阻害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、所管団体(森連、森林組合)全てが90点以上を獲得している。	森づくり推進課	43
		人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、課題が残っているため、啓発用資料等の配布を今後継続していく必要がある。	普及啓発資料の配布						団体職員が、農林漁業を振興するうえで阻害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、人権啓発活動に主体的に取り組んでいる漁協等の団体の割合が90%以上となる。	水産政策課	43



◆ 取組計画

【高齢者】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針冊子 掲載 ページ
高齢者	ウ 高齢者の能力を活用した就業の促進	シルバー人材センター等が実施する、高齢者の能力を広く活用する機会の確保や就業機会の拡大に向けた取組などを支援します。	地域における高齢者就業等の場として、県内には、23市町村のエリアで20のシルバー人材センターが設置され、(会員4,907名、業務受注額1,835,541千円(24年度末実績))が、これまで培った知識や技能を生かして活動している。 県は、高齢者の能力を広く活用するため、シルバー人材センター事業を統括する高知県シルバー人材センターに対して財政支援を実施している。	シルバー人材センターへの財政支援、指導・助言					シルバー人材センターで活動する会員数及び受注業務量が増加する。	○会員数目標 5,448人 ○契約総額目標 1,709,319千円(シルバー連合会目標値を参考)	雇用労働政策課	44
		国が実施する取組(希望者全員が65歳まで働ける制度、定年引上げ等奨励金など)と連携して、高齢者の雇用の場を確保する。  実施企業(経過措置含む) 98.8%(H24.6.1現在 高知労働局)	広報等でのサポートを行い、高齢者確保措置法の定着を図る。	課の広報紙等で普及・啓発					希望者全員が65歳まで働き続けることができる。	高齢者確保措置の実施企業 100%	雇用労働政策課	44
高齢者	ウ 高齢者の雇用の社会参加	ひとにやさしいまちづくりのために必要な施策の促進や、高齢者の生きがいを活動支援します。	高齢者の価値観が多様化し、生きがい活動について様々なニーズがある。 地域ごとに盛んな活動があり、地域の特性に応じた活動を活性化していくことや、活動に参加したい方に情報を届けていく必要がある。	高齢者が健康で生きがいを持って社会生活ができるような各種取組を支援する。					高齢者が健康で生きがいを持って社会生活ができるようになる。	—	高齢者福祉課	44
		60歳代から90歳以上までの高齢者が一緒に活動し、ニーズが合わない。リーダーの後継者が育っていないために、クラブの存続が困難な場合がある。	老人クラブ等に対し、会員の教養の向上、健康づくり、レクリエーションの充実及び地域社会との交流活動に対する助成を行い、その活動を通じて高齢者福祉の充実を図る。	老人クラブ活動育成事業の実施					老人クラブ等に対し、会員の教養の向上、健康づくり、レクリエーションの充実及び地域社会との交流活動に対する助成を行い、その活動を通じて高齢者福祉の充実が図られる。	—	高齢者福祉課	44
高齢者	エ 高齢者の人権擁護・権利擁護等に関する取組	虐待防止に関する広報・啓発活動を行うとともに、「地域包括支援センター」をはじめとする各種施設職員等の資質の向上に努めます。	認知症高齢者や老老介護の増加により、高齢者虐待のリスクが高まっている。 また、単身高齢者も増加しており、高齢者の権利を擁護するしくみづくりはますます重要となっている。 高齢者虐待や高齢者の人権に関する正しい知識の広報・啓発活動、施設従事者の資質向上のための取組や、さらには、高齢者の虐待や権利侵害等の相談に対応する窓口が必要となっている。	○権利擁護研修会の実施 ○高齢者総合相談センターによる地域包括支援センターへの支援及び研修会の実施 ○高齢者総合相談センター(シルバー110番)の設置					○施設従事者、地域包括支援センター従事者等が高齢者虐待に関する正しい認識や知識を身に付けることで、高齢者虐待の早期発見や人権侵害の予防につながる。 ○高齢者総合相談センターによる地域包括支援センターへの支援により高齢者虐待の対応力が強化される。	—	高齢者福祉課	44
		相談窓口(シルバー110番)の設置	—	—					—	—	—	—
高齢者	エ 高齢者の権利擁護の推進	相談体制の充実や日常生活自立支援専門員、生活支援員等の資質の向上に努めます。	社会福祉協議会において、判断能力が十分でない方へ福祉サービスの利用手続援助や日常的な金銭管理等を行う。	認知症高齢者などの判断能力が十分でない方が在宅での自立した生活を送ることができるよう、県社会福祉協議会の事業を支援する。					認知症高齢者などの判断能力が十分でない方が在宅でも安心して自立した生活を送ることができる。	—	地域福祉政策課	44
		認知症高齢者や老老介護の増加により、高齢者虐待のリスクが高まっている。 また、単身高齢者も増加しており、高齢者の権利を擁護するしくみづくりはますます重要となっている。 高齢者虐待や高齢者の人権に関する正しい知識の広報・啓発活動、施設従事者の資質向上のための取組や、さらには、高齢者の虐待や権利侵害等の相談に対応する窓口が必要となっている。	○権利擁護研修会等の実施 ○高齢者総合相談センターによる地域包括支援センターへの支援及び研修会の実施 ○高齢者総合相談センター(シルバー110番)の設置	権利擁護研修会、認知症介護実践者等養成研修の実施					○施設従事者、地域包括支援センター従事者等が高齢者虐待に関する正しい認識や知識を身に付けることで、高齢者虐待の早期発見や人権侵害の予防につながる。 ○高齢者総合相談センターによる地域包括支援センターへの支援により高齢者虐待の対応力が強化される。	—	高齢者福祉課	44
—	—	—	—	地域包括支援センターへの支援・研修会の実施					—	—	—	—
—	—	—	—	相談窓口(シルバー110番)の設置					—	—	—	—

【障害者】「高知県人権施策基本方針—第1次改定版—」5か年計画(平成26~30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針 添字 掲載 ページ			
障害者	ア 教育 (ア) 就学前教育	障害のある人との活動を共にする機会を積極的に設け、仲間として気持ちが通じ合うことを実感することを通して、将来、障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるための保育・教育を推進します。	先進的な情報を提案出来る講師による講演会を実施						「人権教育セミナー」実施	「人権教育セミナー」 80人以上が受講する。	教育センター	50			
			園内研修支援事業の実施(園内研修支援・ブロック別研修支援)						「園内研修支援の実施」	障害のある幼児との活動を共にする機会を積極的に設け、仲間としての気持ちが通じ合うことを実感することを通して、将来、障害者に対する正しい理解と認識を深める保育・教育が行われる。	園内研修実施回数130回 【園内研修支援】園内研修実施後のアンケート「参考になった」95%以上 【ブロック別研修支援】公開保育への参加市町村率100%	幼保支援課	50		
			ブロック別研修支援(13ブロック13園)の実施												
障害者	ア 教育 (イ) 学校教育	人を尊重する態度、尊敬や思いやり、豊かな人間性を育てるための教育を推進するとともに、障害のある子どもが共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築や交流及び共同学習の機会を積極的に設け、ふれ合う機会を通じて、障害や障害のある人に対する理解を深めます。また、特別支援教育の体制整備を推進し、その質的な向上を図っていきます。さらに、発達障害等のある子どもが、自分の特性を生かして社会的・職業的自立ができるよう取組を推進します。	引き続き、人権教育指導員による私立学校への訪問指導、私立学校教職員に対する研修会等の開催等を実施する。						「訪問指導、研修会等の開催」	各学校の要請に応じた指導、職制や段階に応じた体系的な研修の実施等により、各私立学校における人権教育の推進に寄与している。	—	私学・大学支援課	50		
			人権教育の重要性を認識しつつも、人権学習の進め方については、転換期にあり、学習指導要領の趣旨に沿った授業となっていない事例がある。	受講者自身がテーマを設定し、授業計画や学習指導案の作成について協議を実施							「人権教育実践スキルアップ講座」実施	障害者の人権問題について、各校の実態に即した人権学習を展開できるリーダー役割を担う実践者が育っている。	教育センター	50	
			小・中・高の各校種別に人権学習の公開授業及び研究協議による研修を実施								「人権教育授業研究講座」実施	障害者の人権問題について人権学習の進め方を各校が共通理解し、効果的な実践が行われている。	教育センター	50	
			人権教育主任の主な役割は、校内の人権教育の推進であるが、組織マネジメントの意識が十分ではない状況が見られるとともに、全員が人権課題に対して十分な知識や経験を持っているとは言えない状況にある。(連携協議会の平成25年度研修満足度:80.3%)	人権教育主任の組織マネジメントについての研修を実施							「人権教育主任連絡協議会」実施	各校において、人権教育推進のためのPDCAサイクルが確立するとともに、障害者の人権問題の現状を正しく把握し人権学習の在り方を校内で積極的に推進できる。	「人権教育主任連絡協議会」研修満足度80%以上とする。 ○「人権教育主任研修」総合評価の5件法で4以上とする。	人権教育課	50
			障害者の人権問題は、比較的に参加者の多い人権課題ですが、参加者が固定化している傾向がある。	先進的な情報を提案出来る講師による講演会を実施							「人権教育セミナー」実施	障害者の人権問題を正しく認識できる教職員が、積極的に人権課題の解決に向けて取組を進める。	「人権教育セミナー」 80人以上が受講する。	教育センター	50
			発達障害等通常の学級に在籍する特別な教育的ニーズのある児童生徒数は、年々増加傾向にある。(小中学校6.5% H23)	発達障害等のある子どもの障害の特性に応じた指導や、校内支援体制の強化を図るとともに、特別支援教育学校コーディネーターをサポートできる教員を養成する。							「発達障害等指導者実践講座ステージⅡ」の実施 ※H28年度はステージⅡのみ実施	特別支援教育学校コーディネーターとともに、校内委員会を運営する等、校内での支援体制が強化される。発達障害等の特性を理解し、子ども一人一人への対応ができ、他の教員へ適切な指導・助言ができるようになる。	平成28年度末までに特別支援教育学校コーディネーターをサポートできる教員を50名程度養成する。 高知県教育振興基本計画重点プラン(H24-27年度)	教育センター	50
			特別な教育的ニーズのある子どもの数は、年々増加傾向にある。	特別な教育的ニーズのある子どもの障害特性を理解し、それに応じた指導・支援ができる教員を増やす必要がある。							「特別支援教育講座Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期」の実施	教職員の、特別な教育的ニーズのある子どもを見取る力が向上し、個々の障害特性に応じた指導・支援の充実につながる。特別支援学校の教育の充実を図るとともに、地域のセンター的役割を果たせるようになる。	3講座とも毎年100名(定員)の受講。	教育センター	50
			特別支援学校の児童生徒が卒業後等に居住地に戻った時、スムーズに移住できるようにするために、居住地交流を進めていく必要がある。	特別支援学校の児童生徒が、居住地とのつながりを大切に、地域社会の一員として主体的に豊かな生活を営むことができるように、居住地交流の充実を図る。							「(県)居住地交流実践充実事業」	○居住地校交流を各学校に浸透させ、取組の推進を加速させるために、平成25年度から3年間「居住地校交流実践充実事業」として実施する。 ○事業を受けて、そのノウハウを生かし、各学校において多様な取組を推進できるようにする。	特別支援学校全体で30名以上の児童生徒に対して居住地校交流を実施する。(居住地校交流実践充実事業)	特別支援教育課	50
											各特別支援学校で充実・実施				

◆ 取組計画

【障害者】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 相違となる プラン等	担当課室	方針 番号 ページ	
障害者	ア 教育 (イ) 学校教育	人を尊重する態度、尊敬や思いやり、豊かな人間性を育むための教育を推進するとともに、障害のある子どもとない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築や交流及び共同学習の機会を積極的に設け、ふれ合う機会を通じて、障害や障害のある人に対する理解を深めます。 また、特別支援教育の体制整備を推進し、その質的な向上を図っていきます。 さらに、発達障害等のある子どもが、自分の特性を生かして社会的・職業的自立ができるよう取組を推進します。	校長は、職業能力育成型人事評価制度をとおして対象教員の認定講習の受講を推進し、着実に免許保有率の進捗を図る。教職員・福利課とも連携して、特別支援学校の教員が優先的に認定講習を受けられるようにする。	前期5か年計画の実施					後期3か年	○県立特別支援学校教員の専門性の向上を図るために、特支免許状を保有している特別支援学校教員を増やす。 ○特支免許状の保有率向上に向けた取組の進捗状況を確認し、目標値を見直し、更なる取組を3年間継続実施する。	○特支免許状の保有率を80%以上にする。 ○5つ全ての特支領域の免許状保有者数150名以上にする。 (特別支援学校教諭免許状の保有率向上に向けた8か年計画)	特別支援教育課	50
		高等学校課と特別支援教育課が連携して、発達障害等のある生徒も含む障害のある生徒の就職率を高める取組を強化する。 特別支援学校の就職率24.2%(平成24年3月卒業)	高等学校就職アドバイザーと特別支援学校就職アドバイザーが一室に会し、年に3回就職アドバイザー会を実施し、日常的な情報交換ができるようにする。	就職アドバイザー会の充実(年3回)						高等学校アドバイザーからは、県内各地域の企業に関する情報の提供を行った。また、特別支援学校アドバイザーからは、発達障害等を含めた障害等のある生徒の特性を踏まえた就労支援の在り方について情報提供等を行う。	○特別支援学校の就職率を全国水準(25.0%;平成24年3月卒業)以上にする。 ○就職希望者のうち就職できた者の割合100%をめざす。	特別支援教育課	50
		児童生徒の人権意識や人権感覚を高めるためには、自分の生活やこれまでの生き方を人権の視点で振り返る必要がある。(平成25年:学校数118校、応募数446編)	人権作文募集事業の実施	人権作文募集事業の実施						人権作文に取り組むことにより、児童生徒の人権意識や人権感覚が高まるとともに、学校における人権教育の取組内容が充実する。	人権作文に取り組む学校数の増加とそれに伴う応募数の増加。	人権教育課	50
障害者	ア 教育 (ウ) 社会教育	障害や障害のある人に対する意識上の障壁を取り除き、差別や偏見をなくしていくために、障害者理解に関する学習機会を提供するとともに、障害のある人との交流を深めるよう努めます。	「放課後子どもプラン推進事業」放課後の子どもたちの居場所づくりの場の充実 ※うち、参加している発達障害児等への支援の充実	放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所づくり					<H27年度の目指すべき姿> ○学校や地域と連携し、より安全で健やかに、地域で子どもを育てる風土ができる。 ○「放課後学びの場」において、より学校との連携が進み、子どもたちが学び力を身に付けることができる。	放課後子どもプラン指導員等研修を毎年3か所で行う。 高知県教育振興基本計画重点プラン(H24-27年度)	生涯学習課	51	
		県内の市町村において、人権教育に関する推進方針や推進計画が策定されている市町村は5割弱であり、それに基づいた地域住民等に対する人権に関する学習機会が十分設定されていない状況がある。 また、学習機会が単発で終わっている状況もあり、計画的・継続的な学習機会を保障していくことが求められる。(平成25年度:2町1村)	人権教育推進講座支援事業の実施	3市町村指定及びフォローアップ	3市町村指定及びフォローアップ	3市町村指定	3市町村指定及びフォローアップ	3市町村指定及びフォローアップ	本事業を指定した市町村において、○県民に身近な人権課題の解決に向けた学習内容を企画立案する力や効果的な学習方法を身に付けた指導者が養成される。 ○人権尊重のまちづくりに向けた学習機会の充実として、人権教育推進講座が計画的・継続的に実施される。	平成30年度までに、延べ15市町村で「人権教育推進講座支援事業」を実施する。	人権教育課	51	
		「障害者週間の楽しい」や「障害者作品展」などを通じて、障害のある人となじみの交流を図り、相互理解を深めます。 また、研修会の開催や企業や団体等の研修会及び各種学校等への講師の派遣などを通じて、障害や障害のある人に対する理解を深める啓発活動を行います。	ホテルや飲食店等で補助犬同伴の人が入店を断られる事例がある。また、精神障害について正しい理解が十分にされていない。 難病や障害の特性がわかり難い発達障害や高次脳機能障害についても、あまり理解が進んでいない。 平成24年に実施した高知県障害(児)者等アンケート調査では、障害のある人への周りの人の理解が進んでいると回答した人は19.5%に過ぎなかった。	障害や障害のある人に対する県民理解の促進	「障害者週間の楽しい」の開催						障害や障害のある人に対する県民理解が進んでいる。	高知県障害者計画	障害保健福祉課
平成25年度現在、33市町村(97%)に事業委託を行っており、今後は県内全ての市町村で委託事業が実施され、人権啓発のための取組が行われるようにしていく必要がある。	市町村への事業委託による各市町村での講演会や研修会等の実施	市町村への事業委託による講演会や研修会等の実施						県内全ての市町村において100%の人権に関する委託事業が実施される。	県内市町村において100%の人権に関する委託事業の実施とする。	人権課	51		

【障害者】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針 達成 ページ		
障害者	イ 啓発 (ア) 講演会や研修会の開催など	<p>障害者週間の集い「障害者作品展」などを通じて、障害のある人とならぬ人の交流を図り、相互理解を深めます。</p> <p>また、研修会の開催や企業や団体等の研修会及び各種学校等への講師の派遣などを通じて、障害や障害のある人に対する理解を深める啓発活動を行います。</p>	「じんけんふれあいフェスタ」の実施						「(県民の)「人権」に対する正しい理解と認識が高まる。	「じんけんふれあいフェスタ」の参加者数を9,200人以上にする。また、参加者の「人権課題」への理解が深まった割合を80%以上にする。	人権課	51		
			「じんけんふれあいフェスタ」の実施及び効果的な宣伝の工夫											
			企業での人権意識を持ったリーダーを養成する研修会の実施								研修受講者が企業内の人権リーダーとなり、研修で学んだことが社内の職場や顧客対応などに生かされるようになる。	研修終了後、受講者が「会社での啓発実践ができた」割合を60%以上にする。	人権課	51
			個別の人権課題等についての県民を対象とした研修会の実施								県民が「障害者の人権問題」に関する正しい認識や知識を身に付けることで、障害のある人への人権侵害の防止につながる。	「ハートフルセミナー」(県民対象)の参加者の「個別の人権課題(障害者)への理解が深まった」割合を80%以上にする。	人権課	51
			民間団体が実施する人権意識の高揚を目的とした活動への支援								職場や地域などで主体的に人権に関する学習ができる環境の基盤づくりが整う。	事業全体のなかで、新たな取組を実施する団体を年間3団体以上支援する。	人権課	51
障害者	イ 啓発 (イ) 広報活動	<p>テレビ・新聞等のマスメディアや県、市町村の広報誌等を活用した啓発活動により、障害や障害のある人に対する理解を深める啓発に努めます。</p>	「公財」高知県人権啓発センター講師による人権研修の実施						(県民の)「障害者の人権問題」に対する正しい理解と認識が高まる。	参加者の「今後の生活や仕事に生かせる内容であった」割合を80%以上にする。	人権課	51		
			興味・関心の内容のテキストや啓発用の冊子、資料、リーフレット、パネル等の作成・配布・展示							啓発冊子を活用した研修等を実施することで、人権全般について、正しい理解と認識のある県民が多くなる。	—	人権課	51	
			基本方針で示した個別の人権課題を扱った人権啓発映画のテレビ放映							(県民の)「障害者の人権問題」に対する正しい理解と認識が高まる。	5年間で1回以上は「障害者」に関する人権啓発映画をテレビ放映する。	人権課	51	
			基本方針で示した個別の人権課題に関するコラムの新聞掲載							(県民の)「障害者の人権問題」に対する正しい理解と認識が高まる。	5年間で2回以上は「障害者」に関する人権コラムを新聞掲載する。	人権課	51	
			公共の交通機関を活用した人権啓発広告やポスターの掲示の実施							(県民の)「人権」に対する正しい理解と認識が高まる。	—	人権課	51	
			バス車内への広告掲示、列車へのポスター掲示、関係機関へのチラシやポスターの配布											
			県立人権啓発センターの図書資料室の活性化							県民に身近な図書資料室として認知され、人権に関する生産学習の場や資料を十分に提供できる施設となる。	—	人権課	51	
			人権啓発センターの図書資料室の活性化							県民に身近な図書資料室として認知され、人権に関する生産学習の場や資料を十分に提供できる施設となる。	—	人権課	51	
			人権啓発センターの事業等の情報発信							県立人権啓発センターの施設のことや(公財)人権啓発センターの研修等の取組についての認知度が高まる。	「人権啓発センターだより」を毎月発行する。	人権課	51	
			「人権啓発センターだより」の発行											

◆ 取組計画

【障害者】「高知県人権施策基本方針—第1次改定版—」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針冊 子掲載 ページ	
障害者	イ 啓発 (イ) 広報活動	平成25年度から新規事業として、人権啓発に関する取組を県内のスポーツ組織と共に実施しており、今後も継続及びより効果のある内容に発展させていくことが必要である。  人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、課題が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していくことが必要である。  人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、課題が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していくことが必要である。  人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、課題が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していくことが必要である。	県内のスポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施						身近なスポーツを通じた人権啓発の取組により、人権を身近な問題としてとらえる県民が多くなる。	イベント参加者の「人権に関する新しい気づきがあった」の割合を90%以上にする。	人権課	51	
			普及啓発資料の配布							団体職員が、農林漁業を振興するうえで阻害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、所管団体(農業協同組合)全てが80点以上を獲得している。	農業政策課	51
			普及啓発資料の配布							団体職員が、農林漁業を振興するうえで阻害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、所管団体(森道、森林組合)全てが80点以上を獲得している。	森づくり推進課	51
			普及啓発資料の配布							団体職員が、農林漁業を振興するうえで阻害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、人権啓発活動に主体的に取り組んでいる団体の割合が80%以上となる。	水産政策課	51
障害者	ウ 障害のある人の社会参加と雇用の促進等 (ア) 障害のある人の社会参加の推進	「ひとにやさしいまちづくり」の推進や文化・芸術活動、障害者スポーツの振興など、障害のある人が社会的活動に参加しやすい環境を整備します。  道路・建物・公共交通機関等を障害のある人にとって利用しやすいように整備するとともに、県民一人ひとりが「ひとにやさしいまちづくり」に対する認識を持つことが必要である。 さらに、あらゆる人が利用しやすいように配慮するユニバーサルデザインの考え方を普及することが大切である。  文化活動やスポーツ活動などは、生きがいをもたらし、生活を豊かにする上で大きな役割を果たす。障害のある人が地域で生き生きと暮らすためには、こうした活動に積極的に参加できることが大切。	〇バリアフリーモニターを設置し、ひとにやさしいまちづくりの取り組みを推進 〇障害者専用駐車場の適正利用を図るため、移動に配慮が必要な人に利用証を交付する「こうちあったかパーキング制度」を推進 〇誰もが安心して出かけられるまちづくりのため、車椅子の貸し出しやボランティアによる付添等のサポートを実施						公共施設等のバリアフリー化が進んでいる。 駐車場利用等制度が普及している。	—	障害保健福祉課	51	
			「こうちあったかパーキング(障害者専用駐車場利用証交付制度)」の推進							「こうちあったかパーキング制度」を推進 〇誰もが安心して出かけられるまちづくりのため、車椅子の貸し出しやボランティアによる付添等のサポートを実施	—	障害保健福祉課	51
			「タウンモビリティ推進事業」の実施							—	—	障害保健福祉課	51
			「高知県障害者美術展」の開催							多くの障害のある人が文化活動やスポーツ活動を行い、生き生きと生活できている。	—	障害保健福祉課	51
障害者	ウ 障害のある人の社会参加と雇用の促進等 (イ) 障害のある人の雇用の促進等	近年、障害者を対象とした採用選考試験の申込者数が少ない状況が続いており、また、連年受験の者も見られるため、新たな受験者の発掘を行う必要がある。  厳しい経済情勢のなか、障害者の就職者数は過去最高となったが、企業側の障害者の能力意欲についての知識や経験が不足している。	ホームページへの掲載、新聞広告、さんSUN高知への掲載、ラジオ、テレビでの広報等の広報活動により、受験者増を目指す。						30名以上の申込者数を目標とする。 また、各任命権者ごとの法定雇用率を遵守する。	障害者の法定雇用率	人事委員会事務局	51	
			「障害者就労支援対策事業」の実施							一般就労している障害のある人が増えている。 全ての企業等で法定雇用率が達成されている。	—	障害保健福祉課	51
			「障害者職業訓練」の実施							—	—	障害保健福祉課	51

【障害者】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針冊子掲載 ページ
障害者	工 障害のある人の人権擁護・権利擁護の推進	県は、施設の監査において、サービス提供事業者に対する指導を徹底するとともに、県障害者権利擁護センターを設置し、障害者虐待の防止等のための情報の提供や、広報その他の啓発活動などを実施してまいります。また、成年後見制度の普及に努めます。	○県障害者権利擁護センターを設置し、虐待防止等のための情報の提供や、広報その他の啓発活動などを実施 ○「障害者110番」を継続して実施						障害のある人に対する虐待が皆無となる。	—	障害保健福祉課	52
障害者	工 障害のある人の人権擁護・権利擁護等に関する取組	障害のある人への差別の解消に向けた取組を推進します。	障害者差別解消法に基づいた取り組みを進める。						障害のある人に対して合理的配慮がされている。障害のある人に対する差別が皆無となる。	—	障害保健福祉課	52

◆ 取組計画

【エイズ患者・HIV感染者等】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針冊 子掲載 ページ	
エイズ患者・HIV感染者等	ア 教育 (ア) 就学前教育	<p>生命の大切さと人を尊重する心や態度が幼児期から育まれるよう、人権意識の基礎を培う保育・教育を推進します。</p> <p>エイズ患者・HIV感染者の人権問題に関する研修は、比較的参加者が少ないうえ、参加者が固定化している傾向がある。</p> <p>各保育所・幼稚園等で自主的・計画的な研修が十分に行われておらず、職員が相互に実践力を高めたい体制が弱い。</p>	先進的な情報を提案出来る講師による講演会を実施	「人権教育セミナー」実施					エイズ患者・HIV感染者の人権問題を正しく認識できる教職員が、積極的に人権課題の解決に向けて取組を進める。	「人権教育セミナー」80人以上が受講する。	教育センター	56	
			園内研修支援事業の実施(園内研修支援・ブロック別研修支援)	園内研修支援の実施					生命の大切さと人を尊重する心や態度が幼児期から育まれるよう、人権意識の基礎を培う保育・教育が行われる。	園内研修実施回数130回 【園内研修支援】園内研修実施後のアンケート「参考になった」95%以上 【ブロック別研修支援】公開保育への参加市町村率100%	幼保支援課	56	
			ブロック別研修支援(13ブロック13園)の実施	ブロック別研修支援(13ブロック13園)の実施									
エイズ患者・HIV感染者等	ア 教育 (イ) 学校教育	<p>エイズ等に対するいたずらな不安や偏見を払拭するため、児童生徒の発達段階や実態に応じ、エイズ等に関する理解を深める教育を行います。</p> <p>学校において、エイズ教育は選択授業であり、優先順位が低くなっているため、十分なエイズ教育が実施できていない。学校と福祉保健所との連携がとれていない。</p> <p>私立学校人権教育指導要領を委託し、人権教育指導員による私立学校への訪問指導、私立学校教職員に対する研修会の開催等により、私立学校における人権教育の推進を図っている。</p> <p>社会情勢や各学校の要請に応じながら継続した取組が必要。</p> <p>人権教育の重要性を認識しつつも、人権学習の進め方については、転換期にあり、学習指導要領の趣旨に沿った授業となっていない事例がある。</p>	福祉保健所と教育委員会等の学校関係機関が連携し、エイズ教育を推進	学校におけるエイズ教育の実施					学校においてエイズ教育を実施し、正しい知識の普及啓発を行うことで、学生が正しい知識を習得することが出来る。	全高等学校でエイズ教育を実施する。	健康対策課	56	
			引き継ぎ、人権教育指導員による私立学校への訪問指導、私立学校教職員に対する研修会の開催等を実施する。	訪問指導、研修会等の開催					各学校の要請に応じた指導、臨機や段階に応じた体系的な研修の実施等により、各私立学校における人権教育の推進に寄与している。			私学・大学支援課	56
			受講者自らがテーマを設定し、授業計画や学習指導要領の作成について協議を実施	「人権教育実践スキルアップ講座」実施					エイズ患者・HIV感染者の人権問題について、各校の実態に即した人権学習を展開できるリーダー的役割を担う実践者が育っている。	「人権教育実践スキルアップ講座」総合評価の5件法で4以上とする。	教育センター	56	
			小・中・高の各校種別に人権学習の公開授業及び研究協議による研修を実施	「人権教育授業研究講座」実施					エイズ患者・HIV感染者の人権問題について人権学習の進め方を各校が共通理解し、効果的な実践が行われている。	「人権教育授業研究講座」総合評価の5件法で4以上とする。	教育センター	56	
			人権教育主任の主な役割は、校内の人権教育の推進であるが、組織マネジメントの意識が十分ではない状況が見られるとともに、全員が人権課題に対して十分な知識や経験を有しているとは言えない状況にある。(連絡協議会の平成25年度研修満足度:80.3%)	「人権教育主任連絡協議会」実施					各校において、人権教育推進のためのPDCAサイクルが確立するとともに、エイズ患者・HIV感染者の人権問題の現状を正しく把握し人権学習の在り方を校内で積極的に推進できる。	「人権教育主任連絡協議会」研修満足度80%以上とする。	人権教育課	56	
			エイズ患者・HIV感染者の人権問題に関する研修は、比較的参加者が少ないうえ、参加者が固定化している傾向がある。	「人権教育セミナー」実施					エイズ患者・HIV感染者の人権問題を正しく認識できる教職員が、積極的に人権課題の解決に向けて取組を進める。	「人権教育セミナー」80人以上が受講する。	教育センター	56	
			児童生徒の人権意識や人権感覚を高めるためには、自分の生活やこれまでの生き方を人権の視点で振り返る必要がある。(平成25年度:学校数118校、応募数446編)	人権作文募集事業の実施					人権作文に取り組むことにより、児童生徒の人権意識や人権感覚が高まるとともに、学校における人権教育の取組内容が充実する。	人権作文に取り組む学校数の増加とそれに伴う応募数の増加。	人権教育課	56	
エイズ患者・HIV感染者等	ア 教育 (ウ) 社会教育	<p>社会教育諸学級や各種団体などにおいて、エイズ等に関する正しい知識の普及を図るため、学習機会の充実と情報の提供を行います。</p> <p>県内の市町村において、人権教育に関する推進方針や推進計画が策定されている市町村は5割弱であり、それに基づいた地域住民等に対する人権に関する学習機会が十分設定されていない状況がある。</p> <p>また、学習機会が単発で終わっている状況もあり、計画的・継続的な学習機会を保障していくことが求められる。(平成25年度:2町1村)</p>	人権教育推進講座支援事業の実施	3市町村指定及びフォローアップ	3市町村指定及びフォローアップ	3市町村指定	3市町村指定及びフォローアップ	3市町村指定及びフォローアップ	本事業を指定した市町村において、○県民に身近な人権課題の解決に向けた学習内容を企画立案する力や効果的な学習方法を身に付けた指導者が養成される。○人権尊重のまちづくりに向けた学習機会の充実として、人権教育推進講座が計画的・継続的に実施される。	平成30年度までに、延べ15市町村で「人権教育推進講座支援事業」を実施する。	人権教育課	57	
HIV感染者等	イ 啓発 (エ) 講演会などの開催	「世界エイズデー」を中心としたキャンペーンやイベントに参加し、啓発活動に取り組みます。	他機関と連携しながら多くの市民の参加が得られるよう地域ごとイベント等を活用した啓発活動の実施	新たな啓発活動の検討					新たな啓発活動の実施	各福祉保健所・NPO等の関係機関と連携し、多くの県民に啓発活動を実施することができる。	イベント等でのNPO等と連携した啓発活動を増やす。	健康対策課	57

【エイズ患者・HIV感染者等】「高知県人権施策基本方針—第1次改定版—」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針 子規 ページ
エイズ患者・HIV感染者等	イ 啓発 (ア) 講演会などの開催	「世界エイズデー」を中心としたキャンペーンやレッドリボン運動の普及にあわせた啓発活動に取り組めます。	市町村への事業委託による各市町村での講演会や研修会等の実施	市町村への事業委託による講演会や研修会等の実施					県内全ての市町村において100%の人権に関する委託事業が実施される。	県内市町村において100%の人権に関する委託事業の実施とする。	人権課	57
		平成25年度現在の「じんけんふれあいフェスタ」の参加者は9,100人であった。今後は、個別の人権課題を含む人権全般に関する県民の正しい理解と認識を深めるために内容を更に充実していく必要がある。	「じんけんふれあいフェスタ」の実施	「じんけんふれあいフェスタ」の実施及び効果的な宣伝の工夫					(県民の)「人権」に対する正しい理解と認識が高まる。	「じんけんふれあいフェスタ」の参加者数を9,200人以上にする。また、参加者の「人権課題」への理解が深まった」の割合を80%以上にする。	人権課	57
エイズ患者・HIV感染者等	イ 啓発 (イ) 広報活動	テレビ・ラジオ・新聞・ポスター、ホームページ等を活用した広報活動や研修会を開催するとともに、企業や団体等の研修会及び各種学校等の講師の派遣などを通じて、エイズ等の感染症や感染予防策についての正しい知識の普及・啓発活動に努めます。	HIV検査及び相談に対する啓発は、ホームページや新聞などで、十分とは言えない。	HIV検査及び相談についての、テレビ、新聞等のメディアを効果的に活用した啓発活動の実施					県民がHIV検査、相談に対して、偏見な気持に検査を受けることができる。	メディア等を活用した啓発活動を増やす。	健康対策課	57
		平成25年度は、人権の視点を持って企業力を高める人材育成を目的とした「ヒューマンパワー育成講座」を年間5回開催しており、参加者の満足度は、88.7%であった。今後は、研修内容を充実させていくことや、参加者の自社企業への還元などが課題である。	企業での人権意識を持ったリーダーを養成する研修会の実施	「ヒューマンパワー育成講座」(企業対象)実施					研修受講者が企業内の人権リーダーとなり、研修で学んだことが社内の職場や顧客対応などに生かされるようになる。	研修終了後、受講者に対して「会社での啓発実践ができた」の割合を60%以上にする。	人権課	57
		平成25年度は、県民を対象とした人権啓発の「ハートフルセミナー」を年間5講座開催しており、参加者の満足度は、90.2%(5講座平均)であった。今後は、研修内容を充実させていくこと、基本方針の改定によって新たに追加した3つの個別の人権課題も含めて実施していく必要がある。	個別の人権課題等についての県民を対象とした研修会の実施	「ハートフルセミナー」(県民対象)実施					県民が「エイズ患者・HIV感染者等」の人権問題に関する正しい認識や知識を身に付けることで、エイズ患者・HIV感染者等への人権侵害の防止につながる。	「ハートフルセミナー」(県民対象)の参加者の「個別の人権課題(エイズ患者・HIV感染者等)への理解が深まった」の割合を80%以上にする。	人権課	57
		平成25年度実績としては、11団体への支援を実施している。民間団体の主体的な活動への経費の一部支援ということで、こうした活動が更に広がるように、今後は、支援団体の対象を年々増やしていく必要がある。	民間団体が実施する人権意識の高揚を目的とした活動への支援	「民間団体への助成事業」の実施と、県民への周知					職場や地域などで主体的に人権に関する学習ができる環境の基盤づくりが整う。	事業全体のなかで、新たな取組を実施する団体年間3団体以上支援する。	人権課	57
		平成24年度実績としては、のべ189回実施中、「エイズ患者・HIV感染者等」に関する研修は10回であった。「エイズ患者・HIV感染者等」に関する研修の新たな受講者を増やしていく必要がある。	(公財)高知県人権啓発センター講師による人権研修の実施	人権に関する研修内容の充実					(県民の)「エイズ患者・HIV感染者等」に対する正しい理解と認識が高まる。	参加者の「今後の生活や仕事に生かせる内容であった」の割合を80%以上にする。	人権課	57
		現在、毎年度「人権啓発シリーズ」「人権啓発研修ガイドブック」の冊子を作成し、啓発活動で活用している。今後はその取組を継続するとともに、人権全般や各個別の人権課題に関する内容を盛り込んだものにしていく必要がある。	興味・関心を持てる内容のテキストや啓発用の冊子、資料、リーフレット、パネル等の作成・配布・展示	啓発用の冊子、資料、リーフレット、パネル等の作成・配布・展示					啓発冊子を活用した研修等を実施することで、人権全般について、正しい理解と認識のある県民が多くなる。	—	人権課	57
		平成25年度は年3回の人権啓発映画をテレビ放映しており、県民の人権意識高揚に努めている。今後は、新たに追加される3つの人権課題も含めて、放映映画の内容を検討していく必要がある。	基本方針で示した個別の人権課題を扱った人権啓発映画のテレビ放映	人権啓発映画のテレビ放映					(県民の)「エイズ患者・HIV感染者等」に対する正しい理解と認識が高まる。	5年間で1回以上は「エイズ患者・HIV感染者等」に関する人権啓発映画をテレビ放映する。	人権課	57
		平成25年度は年7回、人権全般や人権課題別のコラムを新聞に掲載し、県民の人権意識高揚に努めている。今後は、新たに追加された3つの人権課題についても取り上げていく必要がある。	基本方針で示した個別の人権課題に関するコラムの新聞掲載	人権課題に関するコラムの新聞掲載					(県民の)「エイズ患者・HIV感染者等」に対する正しい理解と認識が高まる。	5年間で2回以上は「エイズ患者・HIV感染者等」に関する人権コラムを新聞掲載する。	人権課	57
		バス車内への広告掲示や、列車へのポスター掲示等を行っており、広く県民の目にふれるかたちでの啓発活動に取り組んでいる。今後は、継続した取組と掲載内容等の工夫が必要である。	公共の交通機関を活用した人権啓発広告やポスターの掲示の実施	バス車内への広告掲示、列車へのポスター掲示、関係機関へのチラシやポスターの配布					(県民の)「人権」に対する正しい理解と認識が高まる。	—	人権課	57



◆ 取組計画

【エイズ患者・HIV感染者等】「高知県人権施策基本方針―第1次改定版―」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針冊子 掲載ページ	
エイズ患者・HIV感染者等	イ 啓発 (イ) 広報活動 テレビ・ラジオ・新聞・ポスター・ホームページ等を活用した広報活動や研修会を開催するとともに、企業や団体等の研修会及び各種学校等への講師の派遣などを通じて、エイズ等の感染症や感染予防対策についての正しい知識の普及・啓発活動に努めます。	平成24年度実績としては、利用者560人、図書・ビデオ・DVD・パネルの貸出726件であった。今後は、県民に更に図書資料室の存在を知ってもらい、活用してもらう必要がある。	県立人権啓発センターの図書資料室の活性化 ○ホームページや人権啓発センターだより、研修会などにおける宣伝 ○ニーズのある書籍やDVD等の購入							県民に身近な図書資料室として認知され、人権に関する生涯学習の場や資料を十分に提供できる施設となる。	—	人権課	57
		これまでもホームページの充実等に努めてきたが、今後は、その取組を更に発展させ、新たに「人権啓発センターだより」を発行し、より多くの多様な内容について知ってもらい、理解してもらうことが必要である。	人権啓発センターの事業等の情報発信 「人権啓発センターだより」の発行							県立人権啓発センターの施設のことや(公財)人権啓発センターの研修等の取組についての認知度が高まる。	「人権啓発センターだより」を毎月発行する。	人権課	57
		平成25年度から新規事業として、人権啓発に関する取組を県内のスポーツ組織と共に実施しており、今後も継続及びより効果のある内容に発展させていく必要がある。	県内のスポーツ組織と連携協働した人権啓発活動の実施 スポーツ組織等との協働イベントの開催							身近なスポーツを通じた人権啓発の取組により、人権を身近な問題としてとらえる県民が多くなる。	イベント参加者の「人権に関する新しい気づきがあった」の割合を90%以上にする。	人権課	57
		人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、課題が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していく必要がある。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進 普及啓発資料の配布							団体職員が、農林漁業を振興するうえで阻害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、所管団体(農業協同組合)全てが80点以上を獲得している。	農業政策課	57
		人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、課題が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していく必要がある。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進 普及啓発資料の配布							団体職員が、農林漁業を振興するうえで阻害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、所管団体(森産、森林組合)全てが80点以上を獲得している。	森づくり推進課	57
		人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、課題が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していく必要がある。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進 漁協等、関係団体への普及啓発資料の配布							団体職員が、農林漁業を振興するうえで阻害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、人権啓発活動に主体的に取り組んでいる漁協等の団体の割合が80%以上となる。	水産政策課	57
エイズ患者・HIV感染者等への相談・支援体制	ウ エイズ患者・HIV感染者への相談体制の充実を努めます。	現在、エイズ患者、HIV感染者の相談対応は、エイズ拠点病院で実施しているが、今後、患者、感染者の増加及び高齢化に対応できるよう更に相談体制を充実させる必要がある。 また、県内5か所のエイズ治療拠点病院の人材育成も課題となっている。 本県では、カウンセラ事業を実施しているが、医療機関に十分な周知等ができていない。	県内のエイズ拠点病院等と連携しながら相談体制の充実を図る エイズ拠点病院と連携した取組						拠点病院、保健所等が連携しながら、エイズ患者、HIV感染者全員が確実に相談できる体制がとれる。	エイズ患者、HIV感染者全員がいずれかの機関に相談している。	健康対策課	57	
		人権全般にわたって相談を受け、関係機関との連携を図り、対応している。 今後は、更に相談対応のスキルや関係機関との連携を密にしていける必要がある。	(公財)高知県人権啓発センターにおける人権相談の実施 人権相談の実施							県民から頼られ信頼される相談機関としての窓口となる。	—	人権課	57

【ハンセン病元患者等】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針冊 子掲載 ページ	
ハンセン病元患者等	ア 教育 (ア) 就学前教育	生命の大切さと人権を尊重する心や態度が幼児期から育まれるよう、人権意識の基礎を培う保育・教育を推進します。	先進的な情報を提案出来る講師による講演会を実施	「人権教育セミナー」実施					ハンセン病元患者等の人権問題を正しく認識できる教職員が、積極的に人権課題の解決に向けて取組を進める。	「人権教育セミナー」 80人以上が受講する。	教育センター	61	
			各保育所・幼稚園等で自主的・計画的な研修が十分に行われておらず、職員が相互に実践力を高めにくい体制が弱い。	園内研修支援事業の実施(園内研修支援・ブロック別研修支援)	園内研修支援の実施					生命の大切さと人を尊重する心や態度が幼児期から育まれるよう、人権意識の基礎を培う保育・教育が行われる。	園内研修実施回数130回 【園内研修支援】 園内研修実施後のアンケート「参考になった」95%以上 【ブロック別研修支援】 公開保育への参加市町村率100%	幼保支援課	61
			私立学校人権教育指導業務を委託し、人権教育指導員による私立学校への訪問指導の実施。私立学校教職員に対する研修会の開催等により、私立学校における人権教育の推進を図っている。	引き続き、人権教育指導員による私立学校への訪問指導、私立学校教職員に対する研修会等を実施する。	訪問指導、研修会等の開催					各学校の要請に応じた指導、職制や段階に応じた体系的な人権教育の実施等により、各私立学校における人権教育の推進に寄与している。	—	私学・大学支援課	61
ハンセン病元患者等	ア 教育 (イ) 学校教育	児童生徒の発達段階や実態に応じ、ハンセン病についての正しい知識を身に付ける教育を行います。	受講者自らがテーマを設定し、授業計画や学習指導案の作成について協議を実施	「人権教育実践スキルアップ講座」実施					ハンセン病元患者等の人権問題について、各校の実態に即した人権学習を展開できるリーダー的役割を担う実践者が育っている。	「人権教育実践スキルアップ講座」 総合評価の5件法で4以上とする。	教育センター	61	
			小・中・高の各校種別に人権学習の公開授業及び研究協議による研修を実施	「人権教育授業研究講座」実施					ハンセン病元患者等の人権問題について人権学習の進め方を各校が共通理解し、効果的な実践が行われている。	「人権教育授業研究講座」 総合評価の5件法で4以上とする。	教育センター	61	
			人権教育主任の主な役割は、校内の人権教育の推進であるが、組織マネジメントの意識が十分ではない状況が見られるとともに、全員が人権課題に対して十分な知識や経験を有しているとは言い難い状況にある。(連絡協議会の平成25年度研修満足度:80.3%)	○人権教育主任の組織マネジメントについての研修を実施 ○人権教育主任に人権課題について情報提供と他校との情報交換を実施	「人権教育主任連絡協議会」実施 「人権教育主任研修」実施					各校において、人権教育推進のためのPDCAサイクルが確立するとともに、ハンセン病元患者等の人権問題の現状を正しく把握し人権学習の在り方を校内で積極的に推進できる。	○「人権教育主任連絡協議会」 研修満足度90%以上とする。 ○「人権教育主任研修」 総合評価の5件法で4以上とする。	人権教育課 教育センター	61
			ハンセン病元患者等の人権問題に関する研修は、比較的参加者が多いが、参加者が固定化している傾向がある。	先進的な情報を提案出来る講師による講演会を実施	「人権教育セミナー」実施					ハンセン病元患者等の人権問題を正しく認識できる教職員が、積極的に人権課題の解決に向けて取組を進める。	「人権教育セミナー」 80人以上が受講する。	教育センター	61
			児童生徒の人権意識や人権感覚を高めるためには、自分の生活やこれまでの生き方を人権の視点で振り返る必要がある。(平成25年、学校数118校、応募数446編)	人権作文募集事業の実施	人権作文募集事業の実施					人権作文に取り組むことにより、児童生徒の人権意識や人権感覚が高まるとともに、学校における人権教育の取組内容が充実する。	人権作文に取り組む学校数の増加とそれに伴う応募数の増加。	人権教育課	61
ハンセン病元患者等	ア 教育 (ウ) 社会教育	社会教育諸学校や各種団体などにおいて、ハンセン病に対する正しい知識の普及を図るため、学習機会の充実と情報の提供を行います。	市町村の人権担当職員に対するスキルアップ研修会の実施	市町村人権啓発担当者研修会の実施					市町村の担当者が、人権施策を推進していくための知識とスキルを身に付けている。	—	人権課	61	
			市町村の人権担当職員に対するスキルアップ研修会の実施	市町村への事業委託による講演会や研修会等の実施					県内全ての市町村において人権に関する委託事業が実施される。	—	人権課	61	
ハンセン病元患者等	イ 啓発	「ハンセン病を正しく理解するフォーラム」など啓発に努めます。	県内に国立ハンセン病療養所がないため、ハンセン病元患者と接する機会がないこともあり、関心が薄い。	ハンセン病元患者や国立ハンセン病療養所園長等職員の生の声を聞くことのできるフォーラムへの参加の呼びかけ	「ハンセン病を正しく理解するフォーラム」参加呼びかけ					一人でも多くの人に、ハンセン病問題が人権問題であることを認識してもらおう。	平成25年度開催「ハンセン病を正しく理解するフォーラム」に150人参加。	健康対策課	61
			平成25年度現在、33市町村(97%)に事業委託を行っており、今後は県内全ての市町村で委託事業が実施され、人権啓発のための取組が行われるようにしていく必要がある。	市町村への事業委託による講演会や研修会等の実施	市町村への事業委託による講演会や研修会等の実施					県内全ての市町村において人権に関する委託事業が実施される。	県内市町村において100%の人権に関する委託事業の実施とする。	人権課	61

◆ 取組計画

【ハンセン病元患者等】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン等	担当課室	方針冊子掲載 ページ
ハンセン病元患者等	イ 啓発 (ア) 講演会などの開催	「ハンセン病を正しく理解するフォーラム」などを通じて、広く啓発に努めます。	「じんけんふれあいフェスタ」の実施						「(県民の)「人権」に対する正しい理解と認識が高まる。	「じんけんふれあいフェスタ」の参加者数を2,000人以上にする。また、参加者の「人権課題への理解が深まった」の割合を80%以上にする。	人権課	61
		平成25年度実施の「じんけんふれあいフェスタ」の参加者は3,100人であった。今後は、個別の人権課題を含む人権全般に関する県民の正しい理解と認識を深めるために内容等を更に充実していく必要がある。								「じんけんふれあいフェスタ」の実施及び効果的な宣伝の工夫		
ハンセン病元患者等	イ 啓発 (イ) 広報活動	テレビ・ラジオ・新聞・ポスター・ホームページ等を活用した広報活動や研究会を開催するとともに、企業や団体等の研修会及び各種学校等への講師の派遣などを通じて、ハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発を図ります。	ホームページの活用と啓発冊子の配布						啓発冊子を利用した広報活動等の普及。	—	健康対策課	61
		健康対策課ホームページを利用して広報活動を行うとともに、ハンセン病啓発冊子を配布する。	ホームページの活用と啓発冊子の配布							啓発冊子を利用した広報活動等の普及。	—	健康対策課
ハンセン病元患者等	イ 啓発 (イ) 広報活動	平成25年度は、人権の視点を持った企業力を高める人材育成を目的とした「ヒューマンパワー育成講座」を年間5回開催しており、参加者の満足度は、88.7%であった。今後は、研修内容を充実させていくことや、参加者の自社企業への還元などが課題である。	企業での人権意識を持ったリーダーを養成する研修会の実施						研修受講者が企業内の人権リーダーとなり、研修で学んだことが「社内」の職場や顧客対応などに生かされるようになる。	研修終了後、受講者が「会社」での啓発実践ができた」の割合を60%以上にする。	人権課	61
		平成25年度は、人権の視点を持った企業力を高める人材育成を目的とした「ヒューマンパワー育成講座」を年間5回開催しており、参加者の満足度は、88.7%であった。今後は、研修内容を充実させていくことや、参加者の自社企業への還元などが課題である。	企業での人権意識を持ったリーダーを養成する研修会の実施							研修受講者が企業内の人権リーダーとなり、研修で学んだことが「社内」の職場や顧客対応などに生かされるようになる。	研修終了後、受講者が「会社」での啓発実践ができた」の割合を60%以上にする。	人権課
ハンセン病元患者等	イ 啓発 (イ) 広報活動	平成25年度は、県民を対象とした人権啓発の「ハートフルセミナー」を年間5講座開催しており、参加者の満足度は、90.2%(5講座平均)であった。今後は、研修内容を充実させていくことや、基本方針の改定によって新たに追加した3つの個別の人権課題も含めて実施していく必要がある。	個別の人権課題等についての県民を対象とした研修会の実施						県民が「ハンセン病元患者等」に関する正しい認識や知識を身に付けることで、ハンセン病元患者等への人権侵害の防止につながる。	「ハートフルセミナー」(県民対象)の参加者の「個別の人権課題(ハンセン病元患者等)への理解が深まった」の割合を80%以上にする。	人権課	61
		平成25年度は、県民を対象とした人権啓発の「ハートフルセミナー」を年間5講座開催しており、参加者の満足度は、90.2%(5講座平均)であった。今後は、研修内容を充実させていくことや、基本方針の改定によって新たに追加した3つの個別の人権課題も含めて実施していく必要がある。	個別の人権課題等についての県民を対象とした研修会の実施							県民が「ハンセン病元患者等」に関する正しい認識や知識を身に付けることで、ハンセン病元患者等への人権侵害の防止につながる。	「ハートフルセミナー」(県民対象)の参加者の「個別の人権課題(ハンセン病元患者等)への理解が深まった」の割合を80%以上にする。	人権課
ハンセン病元患者等	イ 啓発 (イ) 広報活動	平成25年度実績としては、11団体への支援を実施している。民間団体の主体的な活動への経費の一部支援ということで、こうした活動が更に広がるように、今後は、支援団体の対象を年々増やしていく必要がある。	民間団体が実施する人権意識の高揚を目的とした活動への支援						職場や地域などで主体的に人権に関する学習ができる環境の基盤づくりが整う。	事業全体のなかで、新たな取組を実施する団体を年間3団体以上支援する。	人権課	61
		平成25年度実績としては、11団体への支援を実施している。民間団体の主体的な活動への経費の一部支援ということで、こうした活動が更に広がるように、今後は、支援団体の対象を年々増やしていく必要がある。	民間団体が実施する人権意識の高揚を目的とした活動への支援							職場や地域などで主体的に人権に関する学習ができる環境の基盤づくりが整う。	事業全体のなかで、新たな取組を実施する団体を年間3団体以上支援する。	人権課
ハンセン病元患者等	イ 啓発 (イ) 広報活動	平成24年度実績としては、のべ189回実施中、「ハンセン病元患者等」に関する研修は0回であった。今後は、「ハンセン病元患者等」に関する研修の新たな受講者を増やしていく必要がある。	(公財)高知県人権啓発センター講師による人権研修の実施						(県民の)「ハンセン病元患者等」に対する学習ができて正しい理解と認識が高まる。	参加者の「今後の生活や仕事に生かせる内容であった」の割合を80%以上にする。	人権課	61
		平成24年度実績としては、のべ189回実施中、「ハンセン病元患者等」に関する研修は0回であった。今後は、「ハンセン病元患者等」に関する研修の新たな受講者を増やしていく必要がある。	(公財)高知県人権啓発センター講師による人権研修の実施							(県民の)「ハンセン病元患者等」に対する学習ができて正しい理解と認識が高まる。	参加者の「今後の生活や仕事に生かせる内容であった」の割合を80%以上にする。	人権課
ハンセン病元患者等	イ 啓発 (イ) 広報活動	現在、毎年度「人権啓発シリーズ」・「人権啓発研修ガイドブック」の冊子を作成し、啓発活動で活用している。今後はその取組を継続するとともに、人権全般や各個別の人権課題に関する内容を盛り込んだものにしていく必要がある。	興味・関心を持つ内容のテキストや啓発用の冊子、資料、リーフレット、パネル等の作成・配布・展示						啓発冊子を活用した研修等を実施することで、人権全般について、正しい理解と認識のある県民が多くなる。	—	人権課	61
		現在、毎年度「人権啓発シリーズ」・「人権啓発研修ガイドブック」の冊子を作成し、啓発活動で活用している。今後はその取組を継続するとともに、人権全般や各個別の人権課題に関する内容を盛り込んだものにしていく必要がある。	興味・関心を持つ内容のテキストや啓発用の冊子、資料、リーフレット、パネル等の作成・配布・展示							啓発冊子を活用した研修等を実施することで、人権全般について、正しい理解と認識のある県民が多くなる。	—	人権課
ハンセン病元患者等	イ 啓発 (イ) 広報活動	平成25年度は年3回の人権啓発映画をテレビ放送しており、県民の人権意識高揚に努めている。今後は、新たに追加される3つの人権課題も含めて、放映映画の内容を検討していく必要がある。	基本方針で示した個別の人権課題を扱った人権啓発映画のテレビ放映						(県民の)「ハンセン病元患者等」に対する正しい理解と認識が高まる。	5年間で1回以上は「ハンセン病元患者等」に関する人権啓発映画をテレビ放映する。	人権課	61
		平成25年度は年3回の人権啓発映画をテレビ放送しており、県民の人権意識高揚に努めている。今後は、新たに追加される3つの人権課題も含めて、放映映画の内容を検討していく必要がある。	基本方針で示した個別の人権課題を扱った人権啓発映画のテレビ放映							(県民の)「ハンセン病元患者等」に対する正しい理解と認識が高まる。	5年間で1回以上は「ハンセン病元患者等」に関する人権啓発映画をテレビ放映する。	人権課
ハンセン病元患者等	イ 啓発 (イ) 広報活動	平成25年度は年7回、人権全般や人権課題別のコラムを新聞に掲載し、県民の人権意識高揚に努めている。今後は、新たに追加された3つの人権課題についても取り上げていく必要がある。	基本方針で示した個別の人権課題に関するコラムの新聞掲載						(県民の)「ハンセン病元患者等」に対する正しい理解と認識が高まる。	5年間で2回以上は「ハンセン病元患者等」に関する人権コラムを新聞掲載する。	人権課	61
		平成25年度は年7回、人権全般や人権課題別のコラムを新聞に掲載し、県民の人権意識高揚に努めている。今後は、新たに追加された3つの人権課題についても取り上げていく必要がある。	基本方針で示した個別の人権課題に関するコラムの新聞掲載							(県民の)「ハンセン病元患者等」に対する正しい理解と認識が高まる。	5年間で2回以上は「ハンセン病元患者等」に関する人権コラムを新聞掲載する。	人権課
ハンセン病元患者等	イ 啓発 (イ) 広報活動	バス車内への広告掲示や、列車へのポスター掲示等を行っており、広く県民の目にふれるかたちでの啓発活動に取り組んでいる。今後は、継続した取組と掲載内容等の工夫が必要である。	公共の交通機関を活用した人権啓発広告やポスターの掲示の実施						(県民の)「人権」に対する正しい理解と認識が高まる。	—	人権課	61
		バス車内への広告掲示や、列車へのポスター掲示等を行っており、広く県民の目にふれるかたちでの啓発活動に取り組んでいる。今後は、継続した取組と掲載内容等の工夫が必要である。	公共の交通機関を活用した人権啓発広告やポスターの掲示の実施							(県民の)「人権」に対する正しい理解と認識が高まる。	—	人権課
ハンセン病元患者等	イ 啓発 (イ) 広報活動	平成24年度実績としては、利用者560人、図書・ビデオ・DVD・パネルの貸出726件であった。今後は、県民に更に図書資料室の存在を知ってもらい、活用してもらう必要がある。	県立人権啓発センターの図書資料室の活性化						県民に身近な図書資料室として認知され、人権に関する生涯学習の場や資料を十分に提供できる施設となる。	—	人権課	61
		平成24年度実績としては、利用者560人、図書・ビデオ・DVD・パネルの貸出726件であった。今後は、県民に更に図書資料室の存在を知ってもらい、活用してもらう必要がある。	県立人権啓発センターの図書資料室の活性化							県民に身近な図書資料室として認知され、人権に関する生涯学習の場や資料を十分に提供できる施設となる。	—	人権課

【ハンセン病元患者等】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針冊 子掲載 ページ
ハンセン病元患者等	イ 啓発 (イ) 広報活動	これまでホームページの充実等に努めてきたが、今後はその取組を更に発展させ、新たに「人権啓発センターだより」を発行し、より多くの多様な内容について知ってもらい、理解してもらうことが必要である。  平成25年度から新規事業として、人権啓発に関する取組を県内のスポーツ組織と共に実施しており、今後も継続及びより効果のある内容に発展させていくことが必要である。	人権啓発センターの事業等の情報発信	「人権啓発センターだより」の発行					県立人権啓発センターの施設のことや(公財)人権啓発センターの研修等の取組についての認知度が高まる。	「人権啓発センターだより」を毎月発行する。	人権課	61
			県内のスポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施	スポーツ組織等との協働イベントの開催					身近なスポーツを通じて人権啓発の取組により、人権を身近な問題としてとらえる県民が多くなる。	イベント参加者の「人権に関する新しい気づきがあった」の割合を80%以上にする。	人権課	61
			農林漁業団体の職員の人権意識向上のための啓発活動を推進	普及啓発資料の配布					団体職員が、農林漁業を振興するうえで障害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、所管団体(農業協同組合)全てが80点以上を獲得している。	農業政策課	61
			農林漁業団体の職員の人権意識向上のための啓発活動を推進	普及啓発資料の配布					団体職員が、農林漁業を振興するうえで障害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、所管団体(森速、森林組合)全てが80点以上を獲得している。	森づくり推進課	61
			農林漁業団体の職員の人権意識向上のための啓発活動を推進	普及啓発資料の配布					団体職員が、農林漁業を振興するうえで障害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、人権啓発活動に主体的に取り組んでいる団体の割合が80%以上となる。	水産政策課	61
ハンセン病元患者等	(ア) ハンセン病元患者等との交流促進	平成25年度の中高生による療養所訪問の参加学校は2校であった。療養所を訪問する学校や里帰りされるハンセン病元患者の固定化が見られる。  人権全般にわたって相談を受け、関係機関との連携を図り、対応している。今後は、更に相談対応のスキルや関係機関との連携を密にしていける必要がある。	中高生の療養所訪問や元患者の里帰りの実施	中高生による療養所訪問の実施					ハンセン病元患者等が安心して生活できる環境が整う。	〇5年間で延べ15校以上が療養所を訪問する。  〇里帰りの経験のないハンセン病元患者が里帰りする。	健康対策課	62
			ハンセン病元患者の里帰り事業の実施	ハンセン病元患者の里帰り事業の実施						県民から頼られる信頼される相談機関としての窓口となる。	-	人権課
			(公財)高知県人権啓発センターにおける人権相談の実施	人権相談の実施								
ハンセン病元患者等	(イ) ハンセン病元患者等への支援	県職員が個別訪問時のみ相談の機会となっている。平成25年度については、全数の75%の訪問予定である。	ハンセン病元患者やその家族の希望等について、できるだけ情報収集を行う	ハンセン病元患者への個別訪問実施					県が、ハンセン病元患者やその家族が相談しやすい身近な機関となる。	県出身の元患者のいる療養所の全数を訪問する。	健康対策課	62

◆ 取組計画

【外国人】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針冊 子掲載 ページ		
外国人	ア 教育 (ア) 就学前教育	外国の文化や習慣等に触れながら、互いに尊重し合う心や態度を育てる保育・教育を推進します。	外国人の人権問題に関する研修は、比較的参加者が多いが、参加者が固定化している傾向がある。	先進的な情報を提案出来る講師による講演会を実施						外国人の人権問題を正しく認識できる教職員が、積極的に人権課題の解決に向けて取組を進める。	「人権教育セミナー」 80人以上が受講する。	教育センター	66	
			各保育所・幼稚園等で自主的・計画的な研修が十分に行われておらず、職員が相互に実践力を高めていく体制が弱い。	園内研修支援事業の実施(園内研修支援・ブロック別研修支援)							生命の大切さと人を尊重する心や態度が幼児期から育まれるよう、人権意識の基礎を培う保育・教育が行われる。	園内研修実施回数130回 【園内研修支援】 園内研修実施後のアンケート 「参考になった」 95%以上 【ブロック別研修支援】 公開保育への参加市町村率100%	幼保支援課	66
			私立学校人権教育指導業務を委託し、人権教育指導員による私立学校への訪問指導の実施、私立学校教職員に対する研修会の開催等により、私立学校における人権教育の推進を図っている。	引き続き、人権教育指導員による私立学校への訪問指導、私立学校教職員に対する研修会等を実施する。							各学校の要請に応じた指導、職制や段階に応じた体系的な研修の実施等により、各私立学校における人権教育の推進に寄与している。		私学・大学支援課	66
外国人	ア 教育 (イ) 学校教育	国際理解教育を通して、広い視野を持ち、異文化や人間としての共通性を理解するとともに、これを尊重する態度や共に協働して生きる態度の育成に努めます。	私立学校人権教育指導業務を委託し、人権教育指導員による私立学校への訪問指導の実施、私立学校教職員に対する研修会の開催等により、私立学校における人権教育の推進を図っている。	引き続き、人権教育指導員による私立学校への訪問指導、私立学校教職員に対する研修会等を実施する。						各学校の要請に応じた指導、職制や段階に応じた体系的な研修の実施等により、各私立学校における人権教育の推進に寄与している。		私学・大学支援課	66	
			社会情勢や各学校の要請に応じながら継続した取組が必要。	受講者自らがテーマを設定し、授業計画や学習指導案の作成について協議を実施							外国人の人権問題について、各校の実態に即した人権学習を展開できるリーダー的役割を担う実践者が育っている。	「人権教育実践スキルアップ講座」 総合評価の5件法で4以上とする。	教育センター	66
			人権教育の重要性を認識しつつも、人権学習の進め方については、転換期にあり、学習指導要領の趣旨に沿った授業となっていない事例がある。	小・中・高の各段階別に人権学習の公開授業及び研究協議による研修を実施							外国人の人権問題について人権学習の進め方を各校が共通理解し、効果的な実践が行われている。	「人権教育授業研究講座」 総合評価の5件法で4以上とする。	教育センター	66
			人権教育主任の主な役割は、校内の人権教育の推進であるが、組織マネジメントの意識が十分ではない状況が見られるとともに、全員が人権課題に対して十分な知識や経験を有しているとは言えない状況にある。(進捗協議会の平成25年度研修満足度:80.3%)	○人権教育主任の組織マネジメントについての研修を実施 ○人権教育主任に人権課題や人権学習についての情報提供と他校との情報交換を実施							各校において、人権教育推進のためのPDCAサイクルが確立するとともに、外国人の人権問題の現状を正しく把握し人権学習の在り方を校内で積極的に推進できる。	○「人権教育主任連絡協議会」 研修満足度80%以上とする ○「人権教育主任研修」 総合評価の5件法で4以上とする。	人権教育課 教育センター	66
			外国人の人権問題に関する研修は、比較的参加者が多いが、参加者が固定化している傾向がある。	先進的な情報を提案出来る講師による講演会を実施							外国人の人権問題を正しく認識できる教職員が、積極的に人権課題の解決に向けて取組を進める。	「人権教育セミナー」 80人以上が受講する。	教育センター	66
			児童生徒の人権意識や人権感覚を高めるためには、自分の生活やこれまでの生き方を人権の視点で振り返る必要がある。(平成25年:学校数118校、応募数440編)	人権作文募集事業の実施							人権作文に取り組むことにより、児童生徒の人権意識や人権感覚が高まるとともに、学校における人権教育の取組内容が充実する。	人権作文に取り組む学校数の増加とそれに伴う応募数の増加。	人権教育課	66
			国際交流員制度などを活用した地域レベルでの国際交流を促進し、異文化への理解を深めるとともに、人権意識の高揚を図ります。	○例年、国際交流員の派遣申請が同一の学校や団体からくるため、新規の団体からも申請がくるよう広報にも力を入れ、広く県民の国際化が図られるようにする必要がある。 ○新聞広告やHP掲載等、周知の方法が限られている。 ○国際交流員派遣回数71件(平成24年度) ○異文化理解講座受講者数134名(平成24年度)	○国際交流員派遣 ○異文化理解講座開催						取組を継続することで、多様な文化や民族の違いをお互いに理解・尊重できる、人権意識が高い、外国人にとって住みやすい地域社会づくりが進んでいる。	国際交流員等の派遣回数を78回以上とする。(平成24年度実績の10%増)	国際交流課	66
人権課、県人権啓発センター、県教委人権教育課の3者で市町村担当者への研修会を年度当初に実施している。現状は、行政説明が中心だが、今後は、市町村担当者のスキルアップにつながる内容にしていく必要がある。	市町村の人権担当職員に対するスキルアップ研修会の実施							市町村の担当者が、人権施策を推進していくための知識とスキルを身に付けている。		人権課	66			

【外国人】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針冊子 掲載 ページ
外国人	イ 啓発 (ア) 講演会の開催など	「国際ふれあい広場inこうち」の開催など、県民が気軽に参加できる交流の場を設け、国際的な人権感覚と意識の高揚を図ります。また、「ジュニア国際大学」の開催など、児童期から真文化理解にも努めます。	○新聞広告やHP掲載等、周知の方法が限られている。 ○国際ふれあい広場inこうち受講者数8,000名(平成25年度) ○ジュニア国際大学受講者数32名(平成25年度)	○国際ふれあい広場inこうち開催 ○ジュニア国際大学開催	国際ふれあい広場・ジュニア国際大学の開催				取組を継続することで、多様な文化や民族の違いをお互いに理解・尊重できる、人権意識が高く、外国人にとって住みやすい地域社会づくりが進んでいる。	これまでの周知方法に加え、新たな広報活動を行うことで、参加者・受講者を増加させる。	国際交流課	67
		平成25年度現在、33市町村(97%)に事業委託を行っており、今後は、県内全ての市町村で委託事業が実施され、人権啓発のための取組が行われるようにしていく必要がある。	市町村への事業委託による各市町村での講演会や研修会等の実施	市町村への事業委託による講演会や研修会等の実施				県内全ての市町村において人権に関する委託事業が実施される。	県内市町村において100%の人権に関する委託事業の実施	人権課	67	
		平成25年度実施の「じんけんふれあいフェスタ」の参加者は9,100人であった。今後は、個別の人権課題を含む人権全般に関する県民の正しい理解と認識を深めるために内容等を更に充実していく必要がある。	「じんけんふれあいフェスタ」の実施	「じんけんふれあいフェスタ」の実施及び効果的な宣伝の工夫				(県民の)「人権」に対する正しい理解と認識が高まる。	「じんけんふれあいフェスタ」の参加者数を9,200人以上にする。また、参加者の「人権課題への理解が深まった」の割合を80%以上にする。	人権課	67	
外国人	イ 啓発 (イ) 広報活動	ホームページ等を活用した広報活動を併せて実施するとともに、企業や団体等の研修会及び各種学校等への講師の派遣などを通じて、外国人や異文化に対する正しい知識の普及・啓発を図ります。	現在、年2回機関紙を発行しているが、より多くの人に知ってもらわなければならない。	機関紙 WINDOWの発行	機関紙の発行				取組を継続することで、多様な文化や民族の違いをお互いに理解し、外国人にとって住みやすい地域社会づくりが進んでいる。	—	国際交流課	67
		平成25年度は、人権の視点を持って企業力を高める人材育成を目的とした「ヒューマンパワー育成講座」を年間5回開催しており、参加者の満足度は、88.7%であった。今後は、研修内容を充実させていくことや、参加者の自社企業への還元などが課題である。	企業での人権意識を持ったリーダーを養成する研修会の実施	「ヒューマンパワー育成講座」(企業対象)実施				研修受講者が企業内の人権リーダーとなり、研修で学んだことが社内の職場や顧客対応などに生かされるようになる。	研修終了後、受講者が「会社での啓発実践ができた」の割合を60%以上にする。	人権課	67	
		平成25年度は、県民を対象とした人権啓発の「ハートフルセミナー」を年間5講座開催しており、参加者の満足度は、90.2%(5講座平均)であった。今後は、研修内容を充実させていくことや、基本方針の改定によって新たに追加した3つの個別の人権課題も含めて実施していく必要がある。	個別の人権課題等についての県民を対象とした研修会の実施	「ハートフルセミナー」(県民対象)実施				県民が「外国人と人権」に関する正しい認識や知識を身に付けることで、外国人への人権侵害の防止につながる。	「ハートフルセミナー」(県民対象)の参加者の「個別の人権課題(外国人)への理解が深まった」の割合を80%以上にする。	人権課	67	
		平成25年度実績としては、11団体への支援を実施している。民間団体の主体的な活動への経費の一部支援ということで、こうした活動が更に広がるように、今後は、支援団体の対象を年々増やしていく必要がある。	民間団体が実施する人権意識の高揚を目的とした活動への支援	「民間団体への助成事業」の実施と、県民への周知				職場や地域などで主体的に人権に関する学習ができる環境の基盤づくりが整う。	事業全体のなかで、新たな取組を実施する団体や団体を年間3団体以上支援する。	人権課	67	
		平成24年度実績としては、のべ109回実施中、「外国人」に関する研修は21回であった。今後は、「外国人」に関する研修の内容を更に充実させていく必要がある。	(公財)高知県人権啓発センター講師による人権研修の実施	人権に関する研修内容の充実				(県民の)「外国人」に対する正しい理解と認識が高まる。	参加者の「今後の生活や仕事に生かせる内容であった」の割合を80%以上にする。	人権課	67	
		現在、毎年度「人権啓発シリーズ」・「人権啓発研修ガイドブック」の冊子を作成し、啓発活動で活用している。今後はその取組を継続するとともに、人権全般や各個別の人権課題に関する内容を盛り込んだものにしていく必要がある。	興味・関心の持てる内容のテキストや啓発用の冊子、資料、リーフレット、パネル等の作成・配布・展示	啓発用の冊子、資料、リーフレット、パネル等の作成・配布・展示				啓発冊子を活用した研修等を実施することで、人権全般について、正しい理解と認識のある県民が多くなる。	—	人権課	67	
		平成25年度は年3回の人権啓発映画をテレビ放映しており、県民の人権意識高揚に努めている。今後は、新たに追加される3つの人権課題も含めて、放映映画の内容を検討していく必要がある。	基本方針で示した個別の人権課題を扱った人権啓発映画のテレビ放映	人権啓発映画のテレビ放映				(県民の)「外国人」に対する正しい理解と認識が高まる。	5年間で1回以上は「外国人」に関する人権啓発映画をテレビ放映する。	人権課	67	

◆ 取組計画

【外国人】「高知県人権施策基本方針—第1次改定版—」5か年計画(平成26~30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針冊 子掲載 ページ
外国人	イ 啓発 (イ) 広報活動 ホームページ等を活用した広報活動や研修会を開催するとともに、企業や団体等の研究会及び各種学校等への講師の派遣などを通じて、外国人や異文化に対する正しい知識の普及・啓発を図ります。	平成25年度は年7回、人権全般や人権課題別のコラムや新聞に掲載し、県民の人権意識高橋に努めている。今後は、新たに追加された3つの人権課題についても取り上げていく必要がある。	基本方針で示した個別の人権課題に関するコラムの新聞掲載	人権課題に関するコラムの新聞掲載					(県民の)「外国人」に対する正しい理解と認識が高まる。	5年間で2回以上は「外国人」に関する人権コラムを新聞掲載する。	人権課	67
		バス車内への広告掲示や、列車へのポスター掲示等を行っており、広く県民の目にふれるかたちでの啓発活動に取り組んでいる。今後は、継続した取組と掲載内容等の工夫が必要である。	公共の交通機関を活用した人権啓発広告やポスターの実施	バス車内への広告掲示、列車へのポスター掲示、関係機関へのチラシやポスターの配布					(県民の)「人権」に対する正しい理解と認識が高まる。	—	人権課	67
		平成24年度実績としては、利用者560人、図書・DVD・パネルの貸出726件であった。今後は、県民に更に図書資料室の存在を知ってもらい、活用してもらう必要がある。	県立人権啓発センターの図書資料室の活性化	〇ホームページや人権啓発センターだより、研修会などにおける宣伝 〇ニーズのある書籍やDVD等の購入					県民に身近な図書資料室として認知され、人権に関する生涯学習の場や資料を十分に提供できる施設となる。	—	人権課	67
		これまでもホームページの充実等に努めてきたが、今後はその取組を更に発展させ、新たに「人権啓発センターだより」を発行し、より多くの多様な内容について知ってもらい、理解してもらうことが必要である。	人権啓発センターの事業等の情報発信	「人権啓発センターだより」の発行					県立人権啓発センターの施設のことや(公財)人権啓発センターの研修等の取組についての認知度が高まる。	「人権啓発センターだより」を毎月発行する。	人権課	67
		平成25年度から新規事業として、人権啓発に関する取組を県内のスポーツ組織と共に実施しており、今後も継続及びより効果のある内容に発展させていく必要がある。	県内のスポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施	スポーツ組織等との協働イベントの開催					身近なスポーツを通じた人権啓発の取組により、人権を身近な問題としてとらえる県民が多くなる。	イベント参加者の「人権に関する新しい気づきがあった」の割合を90%以上にする。	人権課	67
		人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、課題が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していく必要がある。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進	普及啓発資料の配布					団体職員が、農林漁業を振興するうえで障害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、所管団体(農業協同組合)全てが80点以上を獲得している。	農業政策課	67
		人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、課題が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していく必要がある。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進	普及啓発資料の配布					団体職員が、農林漁業を振興するうえで障害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、所管団体(森林、森林組合)全てが80点以上を獲得している。	森づくり推進課	67
人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、課題が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していく必要がある。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進	普及啓発資料の配布					団体職員が、農林漁業を振興するうえで障害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、人権啓発活動に主体的に取り組んでいる進協等の団体の割合が80%以上となる。	水産政策課	67		
外国人	ウ 外国人が暮らしやすい地域社会づくり 本県の在住外国人が暮らしやすい地域社会づくりのために、日本語教育のための講座を開設し、日常生活の不安解消に努めます。また、外国人が安心して生活するための相談体制について、(公財)高知県国際交流協会を中心に充実します。	日本語講座、生活相談ともに、継続して実施し、一定、周知できているが、今後も引き続き、外国人、日本人配偶者等への周知を図る。	日本語講座と生活相談の実施	日本語講座と生活相談の実施					外国人、日本人配偶者から何かあれば、国際交流協会の窓口で頭を叩かぶ、周知された窓口となる。	—	国際交流課	67
		人権全般にわたって相談を貸付け、関係機関との連携を図り、対応している。今後は、更に相談対応のスキルや関係機関との連携を密にしていける必要がある。	(公財)高知県人権啓発センターにおける人権相談の実施	人権相談の実施					県民から頼られ信頼される相談機関としての窓口となる。	—	人権課	67

【犯罪被害者等】「高知県人権施策基本方針—第1次改定版—」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン等	担当課室	方針冊 子掲載順 番			
犯罪被害者等	ア 教育 (ア) 就学前教育	友だちと様々な心動かし出来事を共有し、互いの感じ方や考え方、行動の仕方などに関心を寄せ、それぞれの違いや多様性に気付くとともに、互いが認め合う関係を育むための保育・教育を推進します。	犯罪被害者の人権問題は、研修の機会がほとんどなく、保育所・幼稚園の実態によっては、課題意識が大きく異なることが考えられる。	先進的な情報を提案出来る講師による講演会を実施						犯罪被害者の人権問題を正しく認識できる教職員が、積極的に人権課題の解決に向けて取組を進める。	「人権教育セミナー」 80人以上が受講する。	教育センター	72		
			各保育所・幼稚園等で自主的・計画的な研修が十分に行われておらず、職員が相互に実践力を高める体制が弱い。	園内研修支援事業の実施(園内研修支援、ブロック別研修支援)							友だちと様々な心動かし出来事を共有し互いの感じ方や考え方、行動の仕方などに興味を寄せ、それが行き交うことを通じて、それぞれの違いや多様性に気づくとともに、互いが認めあう心情を育む保育・教育が行われる。	園内研修実施回数130回 【園内研修支援】 園内研修実施後のアンケート「参考になった」95%以上 【ブロック別研修支援】 公開保育への参加市町村率100%	幼保支援課	72	
				ブロック別研修支援(13ブロック13園)の実施											
犯罪被害者等	ア 教育 (イ) 学校教育	情報を正しく読み取り、他者を思いやる気持ちを含む教育を推進します。	私立学校人権教育指導業務を委託し、人権教育指導員による私立学校への訪問指導の実施、私立学校教職員に対する研修会の開催等により、私立学校における人権教育の推進を図っている。	引き続き、人権教育指導員による私立学校への訪問指導、私立学校教職員に対する研修会等を実施する。						各学校の要請に応じた指導、課制や段階に応じた体系的な研修の実施等により、各私立学校における人権教育の推進に寄与している。	—	私学・大学支援課	72		
			社会情勢や各学校の要請に応じながら継続した取組が必要。	犯罪被害者の人権問題は、研修の機会がほとんどなく、学校の実態によっては、課題意識が大きく異なることが考えられる。	先進的な情報を提案出来る講師による講演会を実施						犯罪被害者の人権問題を正しく認識できる教職員が、積極的に人権課題の解決に向けて取組を進める。	「人権教育セミナー」 80人以上が受講する。	教育センター	72	
			犯罪被害者等が講演者となり、子どもを亡くした親の思いや生命の大切さなどを直接生徒に語りかける「命の大切さを学ぶ教室」を開催している。	中高生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催							次世代を担う中高生の規範意識が向上するとともに、犯罪被害者等への配慮、協力意識が醸成されるようになる。	高知県治安対策プログラム2011	県警 県民支援相談課	72	
犯罪被害者等	ア 教育 (ウ) 社会教育	市町村等で実施される各種学校等において、他者を相手とする教育や考える教育の充実のための支援を行います。	人権課、県人権啓発センター、県教委人権教育の3者で市町村担当者に対するスキルアップ研修会の実施	市町村の人権担当職員に対するスキルアップ研修会の実施						市町村の担当者が、人権施策を推進していきための知識とスキルを身に付けている。	—	人権課	72		
			今後、更に開催回数を増やし、犯罪被害者等への理解を深める活動を推進する。												
犯罪被害者等	イ 啓発	企業や団体等の研修会及び各種学校等への講師の派遣などを通じて、犯罪被害者等を思いやる気持ちを育む啓発を図ります。	平成25年度現在、33市町村(97%)に事業委託を行っており、今後は、県内全ての市町村で委託事業が実施され、人権啓発のための取組が行われるようにしていく必要がある。	市町村への事業委託による各市町村での講演会や研修会等の実施						県内全ての市町村において人権に関する委託事業が実施される。	県内市町村において100%の人権に関する委託事業の実施となる。	人権課	73		
			平成25年度実施の「じんけんふれあいフェスタ」の参加者は9,100人であった。	「じんけんふれあいフェスタ」の実施							(県民の)「人権」に対する正しい理解と認識が高まる。	「じんけんふれあいフェスタ」の参加者数を9,200人以上にする。また、参加者の「人権課題」への理解が深まった割合を80%以上にする。	人権課	73	
			平成25年度は、人権の視点を持って企業力を高める人材育成を目的とした「ヒューマンパワー育成講座」を年間5回開催しており、参加者の満足度は、88.7%であった。	企業での人権意識を持ったリーダーを養成する研修会の実施								研修受講者が企業内の人権リーダーとなり、研修で学んだことが社内の職場や顧客対応などに生かされるようになる。	研修終了後、受講者が「会社での啓発実践ができた」の割合を60%以上にする。	人権課	73
			平成25年度は、県民を対象とした人権啓発の「ハートフルセミナー」を年間5講座開催しており、参加者の満足度は、90.2%(5講座平均)であった。	個別の人権課題等についての県民を対象とした研修会の実施								県民が「犯罪被害者等」に関する正しい認識や知識を身に付けることで、犯罪被害者等への人権侵害の防止につながる。	「ハートフルセミナー」(県民対象)の参加者の「個別の人権課題(犯罪被害者等)への理解が深まった」の割合を80%以上にする。	人権課	73



◆ 取組計画

【犯罪被害者等】「高知県人権施策基本方針—第1次改定版—」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン等	担当課室	方針冊 子掲載 ページ
犯罪被害者等	イ 啓発 (ア) 講演会や研修会の開催など	企業や団体等の研修会及び各種学校等への講師の派遣などを通じて、犯罪被害者等を思いやる気持ちを育てる啓発を図ります。	民間団体が実施する人権意識の高揚を目的とした活動への支援	「民間団体への助成事業」の実施と、県民への周知					職場や地域などで主体的に人権に関する学習ができる環境の基盤づくりが整う。	事業全体のなかで、新たな取組を実施する団体を年間3団体以上支援する。	人権課	73
		平成25年度実績としては、11団体への支援を実施している。民間団体の主体的な活動への経費の一部支援ということで、こうした活動が更に広がるように、今後は、支援団体の対象を年々増やしていく必要がある。	(公財)高知県人権啓発センター講師による人権研修の実施	人権に関する研修内容の充実					(県民の)「犯罪被害者等」に対する正しい理解と認識が高まる。	参加者の「今後の生活や仕事に生かせる内容であった」の割合を80%以上にする。	人権課	73
		犯罪被害者等による講演会を開催しているが、聴講対象や回数が限られていることから、あらゆる機会を利用して、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の苦悩又は生活の平穏への配慮の重要性について講演を行い、県民の理解増進に努める。	あらゆる機会を利用して、広く県民の参加を募った講演会、研修会の実施	犯罪被害者等支援に関する講演会・研修会の開催					犯罪被害者等に対する理解が深まり、犯罪被害者等を県民全体で支える社会の実現につながる。	—	県警 県民支援 相談課	73
犯罪被害者等	イ 啓発 (イ) 広報活動	「犯罪被害者週間」などにおける広報活動や、テレビ・ラジオ・新聞・ポスター、ホームページ等を活用した広報活動などを通じて、犯罪被害者等への理解を促進する啓発に努めます。	ORCCラジオなど、各種広報媒体での啓発実施 ○犯罪被害者支援団体など、関係機関が実施する啓発への支援	各種広告媒体での啓発実施 犯罪被害者支援団体が実施する啓発への支援・参加					県民や企業等が犯罪被害者等の置かれる状況を正しく理解し、必要に応じて支援や相談機関等につなげられるようになる。	—	県民生活・ 男女共同 参画課	73
		現在、毎年度「人権啓発シリーズ」「人権啓発研修ガイドブック」の冊子を作成し、啓発活動で活用している。 今後はその取組を継続するとともに、人権全般や各個別の人権課題に関する内容を盛り込んだものにしていく必要がある。	興味・関心の持てる内容の冊子や啓発用の冊子、資料、リーフレット、パネル等の作成・配布・展示	啓発用の冊子、資料、リーフレット、パネル等の作成・配布・展示					啓発冊子を活用した研修等を実施することで、人権全般について、正しい理解と認識のある県民が多くなる。	—	人権課	73
		平成25年度は年3回の人権啓発映画をテレビ放映しており、県民の人権意識高揚に努めている。 今後は、新たに追加される3つの人権課題も含めて、放映映画の内容を検討していく必要がある。	基本方針で示した個別の人権課題を扱った人権啓発映画のテレビ放映	人権啓発映画のテレビ放映					(県民の)「犯罪被害者等」に対する正しい理解と認識が高まる。	5年間で1回以上は「犯罪被害者等」に関する人権啓発映画をテレビ放映する。	人権課	73
		平成25年度は年7回、人権全般や人権課題別のコラムを新聞に掲載し、県民の人権意識高揚に努めている。 今後は、新たに追加された3つの人権課題についても取り上げていく必要がある。	基本方針で示した個別の人権課題に関するコラムの新聞掲載	人権課題に関するコラムの新聞掲載					(県民の)「犯罪被害者等」に対する正しい理解と認識が高まる。	5年間で2回以上は「犯罪被害者等」に関する人権コラムを新聞掲載する。	人権課	73
		バス車内への広告掲示や、列車へのポスター掲示等を行っており、広く県民の目にふれるかたちでの啓発活動に取り組んでいる。 今後は、継続した取組と掲載内容等の工夫が必要である。	公共の交通機関を活用した人権啓発広告やポスターの掲示の実施	バス車内への広告掲示、列車へのポスター掲示、関係機関へのチラシやポスターの配布					(県民の)「人権」に対する正しい理解と認識が高まる。	—	人権課	73
		平成24年度実績としては、利用者560人、図書・ビデオ・DVD・パネルの貸出726件であった。 今後は、県民に更に図書資料室の存在を知ってもらい、活用してもらい必要がある。	県立人権啓発センターの図書資料室の活性化	○ホームページや人権啓発センターだより、研修会などにおける宣伝 ○ニーズのある書籍やDVD等の購入					県民に身近な図書資料室として認知され、人権に関する生涯学習の場や資料を十分に提供できる施設となる。	—	人権課	73
		これまでもホームページの充実等に努めてきたが、今後はその取組を更に発展させ、新たに「人権啓発センターだより」を発行し、より多くの多様な内容について知ってもらい、理解してもらい必要がある。	人権啓発センターの事業等の情報発信	「人権啓発センターだより」の発行					県立人権啓発センターの施設ことや(公財)人権啓発センターの研修等の取組についての認知度が高まる。	「人権啓発センターだより」を毎月発行する。	人権課	73
		平成25年度から新規事業として、人権啓発に関する取組を県内のスポーツ組織と共に実施しており、今後は継続及びより効果のある内容に発展させていく必要がある。	県内のスポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施	スポーツ組織等との協働イベントの開催					身近なスポーツを通じて人権啓発の取組により、人権を身近な問題としてとらえる県民が多くなる。	イベント参加者の「人権に関する新しい気づきがあった」の割合を90%以上にする。	人権課	73

【犯罪被害者等】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 根拠となる プラン等	担当課室	方針冊 子掲載 ページ	
犯罪被害者等	イ 啓発 広報活動	「犯罪被害者週刊」などにおける広報活動や、テレビ・ラジオ・新聞・ポスター・ホームページ等を活用した広報活動などを通じて、犯罪被害者等への理解を促進する啓発に努めます。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進	普及啓発資料の配布					団体職員が、農林漁業を振興するうえで阻害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、所管団体(農業協同組合)全てが80点以上を獲得している。	農業政策課	73	
			農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進	普及啓発資料の配布					団体職員が、農林漁業を振興するうえで阻害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、所管団体(森林、森林組合)全てが80点以上を獲得している。	森づくり推進課	73	
			農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進	普及啓発資料の配布					団体職員が、農林漁業を振興するうえで阻害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、人権啓発活動に主体的に取り組んでいる漁協等の団体の割合が80%以上となる。	水産政策課	73	
			NPO法人こうちら被害者支援センター等関係機関と連携して街頭キャンペーンを実施するとともに、各種広報媒体を活用した広報活動を推進している。 今後も、犯罪被害者の置かれた現状やそれを踏まえた施策実施の重要性等について広報啓発活動を一層推進することとしている。	様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等に関する広報の実施	様々な広報媒体を通じた広報の実施					犯罪被害者等に対する理解が深まり、犯罪被害者等を県民全体で支える社会の実現につながる。	—	県警 県民支援 相談課	73
犯罪被害者等	ウ 犯罪被害者等への相談・支援体制	犯罪被害者等がらの相談窓口として適切に対処するとともに、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の被害者支援団体等と連携しながら、犯罪被害者等への適切な支援を実施します。	関係機関とは包含等で情報共有を図り、必要に応じて会場提供などの支援を行っている。 一方で、市町村では相談業務を含む「総合的な対応窓口」が設置されていないところもある。	市町村での「総合的な対応窓口」の開設	開設市町村へ必要な情報提供等未開設市町村への働きかけ					県と市町村の全てに「総合的な対応窓口」が設置され、相談者への情報提供と、必要に応じて関係機関へつなげることができるようになる。	平成27年度末までに、市町村での「総合的な対応窓口」の設置を100%にする。	県民生活・男女共同参画課	73
			人権全般にわたって相談を受け付け、関係機関との連携を図り、対応している。今後は、更に相談対応のスキルや関係機関との連携を密にしていく必要がある。	(公財)高知県人権啓発センターにおける人権相談の実施	人権相談の実施					県民から頼られ信頼される相談機関としての窓口となる。	—	人権課	73
			犯罪被害者等からの相談を受けるとともに、必要に応じて、関係機関等に関する情報提供等を行っているが、関係機関等との連携を更に密にし、犯罪被害者等からの相談に適切に対応する。	相談電話「犯罪被害者ホットライン」による適切な相談活動、カウンセリングの実施	「犯罪被害者ホットライン」による相談受理					犯罪被害者等に対し、継続的できめ細かな支援を実施することで、被害の早期回復・軽減につながる。	—	県警 県民支援 相談課	73

◆ 取組計画

【インターネットによる人権侵害】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 数値年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針冊 子掲載 ページ	
インターネットによる人権侵害	ア 教育 (ア) 就学前教育	<p>友だちと様々な心動かし出来事を共有し、互いの感じ方や考え、行動の仕方などに関心を寄せ、それぞれの違いや多様性に気付くとともに、互いが認め合う信を育むための保育・教育を推進します。</p>	<p>先進的な情報を提案出来る講師による講演会を実施</p>	「人権教育セミナー」実施					<p>インターネットによる人権侵害を正しく認識できる教職員が、積極的に人権課題の解決に向けて取組を進める。</p>	<p>「人権教育セミナー」 80人以上が受講する。</p>	教育センター	77	
			<p>各保育所・幼稚園等で自主的・計画的な研修が十分に行われておらず、職員が相互に実践力を高める体制が弱い。</p>	<p>園内研修支援事業の実施 (園内研修支援・ブロック別研修支援)</p>	園内研修支援の実施					<p>友だちと様々な心動かし出来事を共有し互いの感じ方や考え、行動の仕方などに関心を寄せ、それが行き交うことを通して、それぞれの違いや多様性に気づくとともに、互いが認めあう心情を育む保育・教育が行われる。</p>	<p>園内研修実施回数130回 【園内研修支援】園内研修実施後のアンケート「参考になった」95%以上 【ブロック別研修支援】公開保育への参加市町村率100%</p>	幼保支援課	77
			ブロック別研修支援(13ブロック13園)の実施										
インターネットによる人権侵害	ア 教育 (イ) 学校教育	<p>私立学校人権教育指導業務を委託し、人権教育指導員による私立学校への訪問指導、私立学校教職員に対する研修会の開催等により、私立学校における人権教育の推進を図っている。</p> <p>社会情勢や各学校の要請に応じながら継続した取組が必要。</p> <p>人権教育の重要性を認識しつつも、人権学習の進め方については、転換期にあり、学習指導要領の趣旨に沿った授業となっていない事例がある。</p>	<p>引き続き、人権教育指導員による私立学校への訪問指導、私立学校教職員に対する研修会等を実施する。</p>	訪問指導、研修会等の開催					<p>各学校の要請に応じた指導、職制や段階に応じた体系的な研修の実施等により、各私立学校における人権教育の推進に寄与している。</p>	—	私学・大学支援課	77	
			<p>受講者自身がテーマを設定し、授業計画や学習指導案の作成について協議を実施</p>	「人権教育実践スキルアップ講座」実施					<p>インターネットによる人権侵害について、各校の実態に即した人権学習を展開できるリーダー的役割を担う実践者が育っている。</p>	<p>「人権教育実践スキルアップ講座」 総合評価の5件法で4以上とする。</p>	教育センター	77	
			<p>小・中・高の各校種別に人権学習の公開授業及び研究協議による研修を実施</p>	「人権教育授業研究講座」実施					<p>インターネットによる人権侵害について人権学習の進め方を各校が共通理解し、効果的な実践が行われている。</p>	<p>「人権教育授業研究講座」 総合評価の5件法で4以上とする。</p>	教育センター	77	
			<p>人権教育主任の主な役割は、校内の人権教育の推進であるが、組織マネジメントの意識が十分ではない状況が見られるとともに、全員が人権課題に対して十分な知識や経験を持っているとは言えない状況にある。(連絡協議会の平成25年度研修満足度:80.3%)</p>	<p>○人権教育主任の組織マネジメントについての研修を実施</p> <p>○人権教育主任に人権課題や人権学習についての情報提供と他校との情報交換を実施</p>	「人権教育主任連絡協議会」実施					<p>各校において、人権教育推進のためのPDCAサイクルが確立するとともに、インターネットによる人権侵害を正しく把握し人権学習の在り方を校内で積極的に推進できる。</p>	<p>○「人権教育主任連絡協議会」研修満足度80%以上とする</p> <p>○「人権教育主任研修」総合評価の5件法で4以上とする。</p>	人権教育課	77
			<p>インターネットによる人権侵害は、研修の機会が少なく、学校の実態によっては、課題意識が大きく異なることが考えられる。</p>	<p>先進的な情報を提案出来る講師による講演会を実施</p>	「人権教育セミナー」実施					<p>インターネットによる人権侵害を正しく認識できる教職員が、積極的に人権課題の解決に向けて取組を進める。</p>	<p>「人権教育セミナー」 80人以上が受講する。</p>	教育センター	77
			<p>携帯電話やスマートフォン等について、保護者が子どもの利用状況をきちんと把握できていない状況がある。保護者がネット上のトラブルから子どもを守るための方法等知らない状況がある。(平成24年度:「フィルタリングを設定している」(保護者回答)小学校71.3%、中学校67.8%、高等学校46.3%、特別支援学校46.0%「家庭でのルールづくりをしている」(児童生徒回答)小学校61.6%、中学校59.6%、高等学校35.8%、特別支援学校52.9%)</p>	<p>親子で考えるネットマナーアップ事業の実施</p>	啓発用リーフレットの配付					<p>携帯電話やスマートフォン等の利用において、フィルタリングの設定や家庭でのルールづくりが進む。各学校において、道徳の時間やホームルーム等において、情報モラル教育の授業が確実に位置付けられている。</p>	<p>数値目標:平成27年度に実施する「子どもたちの携帯電話・スマートフォン等の利用実態調査」において、フィルタリングの設定や携帯電話等利用に関する親子のルールづくりの項目において、平成24年の調査結果を上回る。</p>	人権教育課	77
			ネット問題に関するPTA研修等、保護者への啓発活動の推進					<p>学校における情報モラル教育の推進に向けた実践事例集の作成と活用に向けた普及</p>	<p>設定年度:平成27年度 高知家の子ども見守りプラン</p>				

【インターネットによる人権侵害】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 視観となる プラン名等	担当課室	方針冊子 掲載ページ	
インターネットによる人権侵害	ア 教育 (ウ) 社会教育	新しい情報を得られる機会の提供や、自分が被害者にも加害者にならないための知識と対応力を身に付けるための学習内容などの充実を図ります。  携帯電話やスマートフォン等について、保護者が子どもの利用状況をきちんと把握できていない状況がある。保護者がネット上のトラブルから子どもを守るための方法等知らない状況がある。 (平成24年度：「フィルタリングを設定している」(保護者回答) 小学校71.3%、中学校67.8%、高等学校46.3%、特別支援学校46.0% 「家庭でのルールづくりをしている」(児童生徒回答) 小学校61.5%、中学校58.8%、高等学校35.8%、特別支援学校52.9%)	親子で考えるネットマップナーアップ事業の実施	啓発用リーフレットの配付					携帯電話やスマートフォン等の利用において、フィルタリングの設定や家庭でのルールづくりが進む。 各学校において、道徳の時間やホームルーム等において、情報モラル教育の授業が確実に位置付けられている。	数値目標：平成27年に実施する「子どもたちの携帯電話・スマートフォン等の利用実態調査」において、フィルタリングの設定や携帯電話等利用に関する親子のルールづくりの項目において、平成24年の調査結果を上回る。  設定年度：平成27年度 高知家の子ども見守りプラン	人権教育課	77	
				ネット問題に関するPTA研修等、保護者への啓発活動の推進									
				学校における情報モラル教育の推進に向けた実践事例集の作成と活用に向けた普及									
インターネットによる人権侵害	イ 啓発 (ア) 講演会や研修会の開催など	企業や団体等の研修会及び各種学校等への講師の派遣などを通じて、インターネットの利用に関する正しい知識を身に付ける啓発を図ります。 また、自分が被害にあったり、人権侵害だと思われる内容を見つけた時に対応できる力を身に付ける啓発活動を行います。	市町村への事業委託による各市町村での講演会や研修会等の実施						県内全ての市町村において人権に関する委託事業が実施される。	県内市町村において100%の人権に関する委託事業の実施となる。	人権課	77	
			「じんけんふれあいフェスタ」の実施						(県民の「人権」に対する正しい理解と認識が高まる。	「じんけんふれあいフェスタ」の参加者数を9,200人以上にする。また、参加者の「人権課題への理解が深まった」の割合を80%以上にする。	人権課	77	
			「じんけんふれあいフェスタ」の実施及び効果的な宣伝の工夫										
			「企業での人権意識を持ったリーダーを養成する研修会」の実施						研修受講者が企業内の人権リーダーとなり、研修で学んだことが社内の職場や顧客対応などに生かされるようになる。	研修終了後、受講者が「会社での啓発実践ができた」の割合を60%以上にする。	人権課	77	
			「ハートフルセミナー」(県民対象)の実施						県民が「インターネットによる人権侵害」に関する正しい認識や知識を身に付けることで、インターネットによる人権侵害の防止につながる。	「ハートフルセミナー」(県民対象)の参加者の「個別の人権課題(インターネットによる人権侵害)への理解が深まった」の割合を80%以上にする。	人権課	77	
			「民間団体への助成事業」の実施と、県民への周知						職場や地域などで主体的に人権に関する学習ができる環境の基盤づくりが整う。	事業全体のなかで、新たな取組に関する学習ができる環境の基盤づくりが整う。	人権課	77	
			人権に関する研修内容の充実						(県民の)「インターネットによる人権侵害」に対する正しい理解と認識が高まる。	参加者の「今後の生活や仕事に生かせる内容であった」の割合を80%以上にする。	人権課	77	
インターネットによる人権侵害	イ 啓発 (イ) 広報活動	現在、毎年度「人権啓発シリーズ」「人権啓発研修ガイドブック」の冊子を作成し、啓発活動で活用している。 今後その取組を継続するとともに、人権全般や各個人の人権課題に関する内容を盛り込んだものにしていく必要がある。	興味・関心のある内容のテキストや啓発用の冊子、資料、リーフレット、パネル等の作成・配布・展示						啓発冊子を活用した研修等を実施することで、人権全般にわたって、正しい理解と認識のある県民が多くなる。	—	人権課	78	
			人権啓発映画のテレビ放映						(県民の)「インターネットによる人権侵害」に対する正しい理解と認識が高まる。	5年間で1回以上は「インターネットによる人権侵害」に関する人権啓発映画をテレビ放映する。	人権課	78	

◆ 取組計画

【インターネットによる人権侵害】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 組となる プラン名等	担当課室	方針 母子 ページ
インターネットによる人権侵害	イ 啓発  (イ) 広報活動	平成25年度は年7回、人権全般や人権課題別のコラムを新聞に掲載し、県民の人権意識高揚に努めている。今後は、新たに追加された3つの人権課題についても取り上げていく必要がある。	基本方針で示した個別の人権課題に関するコラムの新聞掲載	人権課題に関するコラムの新聞掲載					(県民の)「インターネットによる人権侵害」に対する正しい理解と認識が高まる。	5年間で2回以上は「インターネットによる人権侵害」に関する人権コラムを新聞掲載する。	人権課	78
		バス車内への広告掲示や、列車へのポスター掲示等を行っており、広く県民の目にふれるかたちでの啓発活動に取り組んでいる。今後は、継続した取組と掲載内容等の工夫が必要である。	公共の交通機関を活用した人権啓発広告やポスターの掲示の実施	バス車内への広告掲示、列車へのポスター掲示、関係機関へのチラシやポスターの配布					(県民の)「人権」に対する正しい理解と認識が高まる。	—	人権課	78
		平成24年度実績としては、利用者560人、図書・ビデオ・DVD・パネルの貸出126件であった。今後は、県民に更に図書資料室の存在を知ってもらい、活用してもらう必要がある。	県立人権啓発センターの図書資料室の活性化	〇ホームページや人権啓発センターだより、研修会などにおける宣伝 〇ニーズのある書籍やDVD等の購入					県民に身近な図書資料室として認知され、人権に関する生涯学習の場や資料を十分に提供できる施設となる。	—	人権課	78
		これまでホームページの充実等に努めてきたが、今後は、その取組を更に発展させ、新たに「人権啓発センターだより」を発行し、より多くの多様な内容について知ってもらい、理解してもらう必要がある。	人権啓発センターの事業等の情報発信	「人権啓発センターだより」の発行					県立人権啓発センターの施設のことや(公財)人権啓発センターの研修等の取組についての認知度が高まる。	「人権啓発センターだより」を毎月発行する。	人権課	78
		平成25年度から新規事業として、人権啓発に関する取組を県内のスポーツ組織と共に実施しており、今後も継続及びより効果のある内容に発展させていく必要がある。	県内のスポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施	スポーツ組織等との協働イベントの開催					身近なスポーツを通じた人権啓発の取組により、人権を身近な問題としてとらえる県民が多くなる。	イベント参加者の「人権に関する新しい気づきがあった」の割合を90%以上にする。	人権課	78
		人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、課題が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していく必要がある。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進	普及啓発資料の配布					団体職員が、農林漁業を振興するうえで障害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、所管団体(農業協同組合)全てが80点以上を獲得している。	農業政策課	78
		人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、課題が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していく必要がある。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進	普及啓発資料の配布					団体職員が、農林漁業を振興するうえで障害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、所管団体(森運、森林組合)全てが80点以上を獲得している。	森づくり推進課	78
		人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、課題が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していく必要がある。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進	普及啓発資料の配布					団体職員が、農林漁業を振興するうえで障害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、人権啓発活動に主体的に取り組んでいる団体の割合が80%以上となる。	水産政策課	78
		携帯電話やスマートフォン等について、保護者が子どもの利用状況をきちんと把握できていない状況がある。保護者がネット上のトラブルから子どもを守るための方法等を知らない状況がある。(平成24年度：「フィルタリングを設定している」(保護者回答)小学校71.3%、中学校67.8%、高等学校46.3%、特別支援学校46.0%「家庭でのルールづくりをしている」(児童生徒回答)小学校61.6%、中学校56.6%、高等学校35.8%、特別支援学校52.9%)	親子で考えるネットマナーアップ事業の実施	啓発用リーフレットの配付					携帯電話やスマートフォン等の利用において、フィルタリングの設定や家庭でのルールづくりが進む。各学校において、道徳の時間やホームルーム等において、情報モラル教育の授業が確実に位置付けられている。	平成27年に実施する「子どもたちの携帯電話・スマートフォン等の利用実態調査」において、フィルタリングの設定や携帯電話等利用に関する親子のルールづくりの項目において、平成24年の調査結果を上回る。	人権教育課	78
				ネット問題に関するPTA研修等、保護者への啓発活動の推進						目標年度：平成27年度		
			学校における情報モラル教育の推進に向けた実践事例集の作成と活用に向けた普及						高知家の子ども見守りプラン			

【インターネットによる人権侵害】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の 目指すべき姿	数値目標・ 設定年度 相違となる プラン名等	担当課室	方針 策 画 策 画 策 画
インターネットによる人権侵害	(ア) 関係機関との連携	市町村等にインターネットによる人権侵害が起った場合の削除要請の依頼方法について周知します。また、警察や法務局などの関係機関と連携しながら、書き込みがあった場合は、迅速かつ適切な対応に努めます。	市町村人権担当職員に対する研修の実施	市町村人権啓発担当者研修会において情報提供					市町村人権担当職員がインターネット上の人権侵害の書き込みへの対応スキルを身に付け、各市町村で削除要請等の対応ができる状態となる。	—	人権課	78
	(イ) 被害者へのケア	書き込みの内容によっては、警察や学校等が中心となって、被害者の心のケアを行います。	子ども及び保護者の不安や悩みに対する電話相談 月～金(9:00～21:00)	「心の教育センター電話相談事業」の実施					児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況が全国平均となっている。	国の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況を全国平均まで改善する。  目標年度：平成27年度 高知県教育振興基本計画重点プラン (H24～27年度)	心の教育センター	78
インターネットによる人権侵害		平成25年度の相談状況は、来所・出張教育相談は延1,900件、Eメール相談は約400件を超える見込みで、いずれも増加傾向にあり、県民のニーズが高い。 個々のケースに応じて、学校、関係機関との連携を深め、効果的な支援をしていく必要がある。	いじめや不登校をはじめとする子どもの悩みや、子どもの教育に関する悩み、発達上の課題や行動上の諸問題について、来所相談、出張教育相談、Eメール相談を通して支援を行う。	「来所相談」の実施					児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況が全国平均まで改善されている。		心の教育センター	78
			「出張教育相談」の実施									
			「Eメール相談」の実施									

◆ 取組計画

【災害と人権】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の目指すべき姿	数値目標・設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針冊子掲載ページ		
災害と人権	ア教育 (エ) 就学前教育	日々の生活を通して、命の大切さに気付くとともに、災害から身を守ることを育む保育・教育を推進します。	災害時の人権問題を正しく認識できる研修の機会が少なく、課題意識については、保育所・幼稚園によって格差が大きいと考えられる。	先進的な情報を提案出来る講師による講演会を実施						災害時の人権について正しく認識できる教職員が、積極的に人権課題の解決に向けて取組を進める。	「人権教育セミナー」 80人以上が受講する。	教育センター	82	
			各保育所・幼稚園等で自主的・計画的な研修が十分に行われておらず、職員が相互に実践力を高めていく体制が弱い。	園内研修支援事業の実施 (園内研修支援・ブロック別研修支援)							生命の大切さと人を尊重する心や態度が幼児期から育まれるよう、人権意識の基礎を培う保育・教育が行われる。	園内研修実施回数130回 【園内研修支援】園内研修実施後のアンケート「参考になった」95%以上 【ブロック別研修支援】公開保育への参加市町村率100%	幼保支援課	82
				ブロック別研修支援(13ブロック13園)の実施										
災害と人権	ア教育 (イ) 学校教育	防災教育の実施に加え、避難所におけるプライバシーの保護、要配慮者や女性の避難所生活での配慮について、過去の事例などを活用して、自分の在り方について考えさせる学習を実施します。	私立学校人権教育指導業務を委託し、人権教育指導員による私立学校への訪問指導の実施、私立学校教職員に対する研修会の開催等により、私立学校における人権教育の推進を図っている。	引き続き、人権教育指導員による私立学校への訪問指導、私立学校教職員に対する研修会等を実施する。						各学校の要請に応じた指導、職制や段階に応じた体系的研修の実施等により、各私立学校における人権教育の推進に寄与している。	—	私学・大学支援課	82	
			防災教育の教職員用指導資料として平成25年3月に策定した「高知県安全教育プログラム(震災編)」には、災害時の自分の在り方について考えさせる学習も含まれているが、プログラムに基づく防災教育の取組は学校により格差がある。	高知県安全教育プログラム(震災編)に基づく防災教育の実施を研修会等で徹底							子どもたちが、災害時に自分の命だけでなく、他者の命や人権も大切にできる力を身に付けている。	高知県安全教育プログラム(震災編)に基づく防災教育実施率100%	学校安全対策課	82
			人権教育の重要性を認識しつつも、人権学習の進め方については、転換期にあり、学習指導要領の趣旨に沿った授業となっていない事例がある。	受講者自らがテーマを設定し、授業計画や学習指導案の作成について協議を実施							災害時の人権問題について、各校の実態に即した人権学習を展開できるリーダー的役割を担う実践者が育っている。	「人権教育実践スキルアップ講座」 総合評価の5件法で4以上とする。	教育センター	82
			小・中・高の各校種別について人権学習の公開授業及び研究協議による研修を実施	「人権教育授業研究講座」実施							災害時の人権問題について人権学習の進め方を各校が共通理解し、効果的な実践が行われている。	「人権教育授業研究講座」 総合評価の5件法で4以上とする。	教育センター	82
			人権教育主任の主な役割は、校内の人権教育の推進であるが、組織マネジメントの意識が十分ではない状況が見られるとともに、全員が人権課題に対して十分な知識や人権学習についての情報提供と他校との情報交換を実施	人権教育主任の組織マネジメントについての研修を実施 人権教育主任に人権課題や人権学習についての情報提供と他校との情報交換を実施							各校において、人権教育推進のためのPDCAサイクルが確立するとともに、災害時の人権問題の現状を正しく把握し、校内での積極的な推進できる。	〇「人権教育主任連絡協議会」研修満足度80%以上とする。 〇「人権教育主任研修」総合評価の5件法で4以上とする。	人権教育課 教育センター	82
			災害時の人権問題を正しく認識できる研修の機会が少なく、課題意識については、学校によって格差が大きいと考えられる。	先進的な情報を提案出来る講師による講演会を実施							災害時の人権問題を正しく認識できる教職員が、積極的に人権課題の解決に向けて取組を進める。	「人権教育セミナー」 80人以上が受講する。	教育センター	82
災害と人権	ア教育 (ウ) 社会教育	災害時に、避難所において要配慮者等の人権を尊重するための知識と対応力を身に付ける学習や訓練、根拠のない思い込みや偏見で風評被害等が起こらないよう、正しく情報を得る力を育む学習など、内容の充実を図ります。	人権課、県人権啓発センター、県教委人権教育課の3者で市町村担当者への研修会を年度当初に実施している。現状は、行政説明が中心だが、今後は、市町村担当者のスキルアップにつながる内容にしていく必要がある。	市町村の人権担当職員に対するスキルアップ研修会の実施					市町村の担当者が、人権施策を推進していきための知識とスキルを身に付けている。	—	人権課	82		
災害と人権	イ啓発	企業や団体等の研修会及び各種学校等への講師の派遣などを通じて、災害時においても、人権が守られ、安心して生活が送れるよう、人権への配慮についての啓発活動を推進します。	平成25年度現在、33市町村(97%)に事業委託を行っており、今後は県内全ての市町村で委託事業が実施され、人権啓発のための取組が行われるようにしていく必要がある。	市町村への事業委託による各市町村での講演会や研修会等の実施						県内全ての市町村において人権に関する委託事業が実施される。	県内市町村において100%の人権に関する委託事業の実施となる。	人権課	82	
			平成25年度実施の「じんけんふれあいフェスタ」の参加者は9,100人であった。今後は、個別の人権課題を含む人権全般に関する県民の正しい理解と認識を深めるために内容を更に充実していく必要がある。	「じんけんふれあいフェスタ」の実施							(県民の「人権」に対する正しい理解と認識が高まる。	「じんけんふれあいフェスタ」の参加者数を9,200人以上にする。また、参加者の「人権課題への理解が深まった」割合を80%以上にする。	人権課	82

【災害と人権】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の目指すべき姿	数値目標・設定年度概観となるプラン名等	担当課室	方針冊子掲載ページ	
災害と人権	(ア) 講演会や研修会の開催など	平成25年度は、人権の視点を持った企業力を高める人材育成を目的とした「ヒューマンパワー育成講座」を年間5回開催し、参加者の満足度は、88.7%であった。今後は、研修内容を充実させていくことや、参加者の自社企業への還元などが課題である。	企業での人権意識を持ったリーダーを養成する研修会の実施						研修受講者が企業内の人権リーダーとなり、研修で学んだことが社内職場や顧客対応などに生かされるようになる。	研修終了後、受講者が「会社での啓発実践ができた」割合を60%以上にする。	人権課	82	
		平成25年度は、県民を対象とした人権啓発の「ハートフルセミナー」を年間5講座開催しており、参加者の満足度は、90.2%(5講座平均)であった。今後は、研修内容を充実させていくことと、基本方針の改定によって新たに追加した3つの個別の人権課題も含めて実施していく必要がある。	個別の人権課題等についての県民を対象とした研修会の実施						県民が「災害と人権」に関する正しい認識や知識を身に付けることで、災害時における人権侵害の防止につながる。	「ハートフルセミナー」(県民対象)の参加者の「個別の人権課題(災害と人権)への理解が深まった」割合を80%以上にする。	人権課	82	
		平成25年度実績としては、11団体に支援を実施している。民間団体の主体的な活動への経費の一部支援ということで、こうした活動が更に広がるように、今後は、支援団体の対象を年々増やしていく必要がある。	民間団体が実施する人権意識の高揚を目的とした活動への支援						職場や地域などで主体的に人権に関する学習ができる環境の基盤づくりが整う。	事業全体のなかで、新たな取組を実施する団体を年間3団体以上支援する。	人権課	82	
		今回の基本方針で新たに示した人権課題であり、今後は、人権全般等の研修時に災害と人権にもふれていく必要がある。	(公財)高知県人権啓発センター講師による人権研修の実施						人権に関する研修内容の充実	(県民の「災害と人権」に対する正しい理解と認識が高まる。	参加者の「今後の生活や仕事に生かせる内容であった」割合を80%以上にする。	人権課	82
災害と人権	(イ) 広報活動	あらゆる機会やマスメディアを活用し、災害時の人権への配慮についての広報活動を実施するとともに、情報・資料の提供を行います。	興味・関心を持つ人権啓発の冊子や啓発用の冊子、資料、リーフレット、パネル等の作成・配布・展示						啓発用の冊子、資料、リーフレット、パネル等の作成・配布・展示	啓発冊子を活用した研修等を実施することで、人権全般について、正しい理解と認識のある県民が多くなる。	—	人権課	82
		平成25年度は年3回の人権啓発映画をテレビ放映しており、県民の人権意識高揚に努めている。今後は、新たに追加される3つの人権課題も含めて、放映映画の内容を検討していく必要がある。	基本方針で示した個別の人権課題を扱った人権啓発映画のテレビ放映						人権啓発映画のテレビ放映	(県民の「災害と人権」に対する正しい理解と認識が高まる。	5年間で1回以上は「災害と人権」に関する人権啓発映画をテレビ放映する。	人権課	82
		平成25年度は年7回、人権全般や人権課題別のコラムを新聞に掲載し、県民の人権意識高揚に努めている。今後は、新たに追加された3つの人権課題についても取り上げていく必要がある。	基本方針で示した個別の人権課題に関するコラムの新聞掲載						人権課題に関するコラムの新聞掲載	(県民の「災害と人権」に対する正しい理解と認識が高まる。	5年間で2回以上は「災害と人権」に関する人権コラムを新聞掲載する。	人権課	82
		バス車内への広告掲示や、列車へのポスター掲示等を行っており、広く県民の目にふれるかたちでの啓発活動に取り組んでいる。今後は、継続した取組と掲載内容等の工夫が必要である。	公共交通機関を活用した人権啓発広告やポスターの掲示の実施						バス車内への広告掲示、列車へのポスター掲示、関係機関へのチラシやポスターの配布	(県民の「人権」に対する正しい理解と認識が高まる。	—	人権課	82
		平成24年度実績としては、利用者560人、図書・ビデオ・DVD・パネルの貸出726件であった。今後は、県民に更に図書資料室の存在を知ってもらいたい、活用してもらう必要がある。	県立人権啓発センターの図書資料室の活性化						ホームページや人権啓発センターだより、研修会などにおける宣伝 ○ニーズのある書籍やDVD等の購入	県民に身近な図書資料室として認知され、人権に関する生涯学習の場や資料を十分に提供できる施設となる。	—	人権課	82
		これまでホームページの充実等に努めてきたが、今後は、その取組を更に発展させ、新たに「人権啓発センターだより」を発行し、より多くの多様な内容について知ってもらいたい、理解してもらう必要がある。	人権啓発センターの事業等の情報発信						「人権啓発センターだより」の発行	県立人権啓発センターの施設のことや(公財)人権啓発センターの研修等の取組についての認知度が高まる。	「人権啓発センターだより」を毎月発行する。	人権課	82
		平成25年度から新規事業として、人権啓発に関する取組を県内のスポーツ組織と共に実施しており、今後も継続及びより効果のある内容に発展させていく必要がある。	県内のスポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施						スポーツ組織等との協働イベントの開催	身近なスポーツを通じた人権啓発の取組により、人権を身近な問題としてとらえる県民が多くなる。	イベント参加者の「人権に関する新しい気づきがあった」割合を90%以上にする。	人権課	82



◆ 取組計画

【災害と人権】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の目指すべき姿	数値目標・設定年度 根拠となる プラン名等	担当課室	方針冊子掲載ページ		
災害と人権	イ 啓発 (イ) 広報活動	あらゆる機会やマスメディアを活用し、災害時の人権への配慮についての広報活動を実施するとともに、情報・資料の提供を行います。	人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、課題が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していく必要がある。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進						団体職員が、農林漁業を振興するうえで阻害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、所管団体(農業協同組合)全てが80点以上を獲得している。	農業政策課	82	
			人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、課題が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していく必要がある。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進						団体職員が、農林漁業を振興するうえで阻害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、所管団体(森産、森林組合)全てが80点以上を獲得している。	森づくり推進課	82	
			人権に関する施策を講じてきた結果、啓発による人権意識の高揚は見られるものの、まだ、課題が残っているため、啓発用資料等の配布を今後も継続していく必要がある。	農林漁業団体職員の人権意識向上のための啓発活動を推進						団体職員が、農林漁業を振興するうえで阻害要因となっている人権問題に対して人権意識を持ち、正しい理解と認識を深めている。	普及啓発資料の配布とあわせて実施するアンケートにおいて、人権啓発活動に主体的に取り組んでいる漁協等の団体の割合が80%以上となる。	水産政策課	82	
災害と人権	ウ 災害時の対応 (ア) ハード面の充実	社会福祉施設の防災対策や、要配慮者等に対応した避難所の整備(福祉避難所の指定促進など)を推進します。	福祉避難所の指定に関しては、平成25年12月末現在、県内21市町村93施設で指定が行われている。今年度においても、更なる指定数増加のため、備蓄物資の購入助成制度を創設し、各市町村へ指定促進を図っており、年度末には25市町村111施設に増加する見込みとなっている。また、更なる指定促進のため、備蓄物資の購入助成等についての検討を行う。	災害発生時における要配慮者避難支援のための福祉避難所の指定促進を図る。						県内全市町村で福祉避難所が指定され、必要数の確保に向けた取組が進んでいるとともに、運営体制の強化が図られ、災害時における要配慮者の避難支援対策の取組が進んでいる。		地域福祉政策課	82	
		耐震化が完了していない社会福祉施設がある。また、地震発生時津波浸水予測区域内に存在している社会福祉施設がある。施設の耐震化及び避難のための施設改修や設備整備、高台移転等の避難対策が必要。	〇社会福祉施設の耐震化の促進 〇社会福祉施設の設備改修への支援 〇社会福祉施設の高台移転等への支援							全ての社会福祉施設で施設の実情に応じた防災対策が整備されたうえで、定期的に訓練が実施され、それにより更に防災対策が適宜見直される等、防災対策におけるPDCAが根付いている。	平成27年度までに耐震化100% 高知県南海トラフ地震対策行動計画	高齢者福祉課	82	
		実情に応じた防災マニュアルの整備や避難訓練等が十分でない社会福祉施設があり、被災時に支援が必要な高齢者等が逃げ遅れる恐れがある。	〇津波による被害を受ける恐れのある障害者施設等82か所があるが、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金による高台移転の支援は、対象施設が限定されているうえに、時間的である。避難スペースの整備を含む施設整備費(国庫補助事業)は、国の予算が縮小されている。	〇津波による被害を受ける恐れのある社会福祉施設の高台等への移転を支援 〇社会福祉施設における在宅障害者向け避難スペースの確保を支援	こころ防災備えちよき隊の派遣により、各施設での実情に応じた防災マニュアルへの改定等を支援						平成27年度までに防災マニュアル作成率100% 高知県南海トラフ地震対策行動計画	高齢者福祉課	82	
													障害者保健福祉課	82
災害と人権	ウ 災害時の対応 (イ) ソフト面の充実	避難所の運営等についての働きかけや、心のケア体制の整備、災害ボランティアセンター設置のためのノウハウの蓄積や県域支援体制づくりを通じて、人づくり、ネットワークづくりのボランティア活動の充実を図ります。	人権に配慮した避難所の運営が行える体制とするため、自治体職員や住民を対象にした訓練や研修が必要である。	避難所運営訓練(HUG)の普及						地域の防災リーダーにより、人権に配慮した避難所運営ができるようになる。	高知県南海トラフ地震対策行動計画	南海地震対策課	82	
			平成25年4月1日現在、19市町村で災害時における要配慮者台帳の整備が完了しているが、全市町村で整備済みとなるよう、避難支援プラン個別計画と併せて、取組を促進する。	災害時における要配慮者の台帳整備等、避難支援体制の構築を促進						各市町村及び各地域において、災害時における要配慮者台帳の整備や避難支援プラン個別計画の策定が進み、避難支援体制の構築がなされている。		地域福祉政策課	82	
			地域住民を守る災害救済研修会の開催により、自身、家族、地域住民を守るための具体的な知識、技術を身に付け、災害に備える。	県民及び市町村職員等に対する、災害救助に関連する研修会を開催						県民及び市町村職員において、災害に対する意識が高まる。		地域福祉政策課	82	

【災害と人権】「高知県人権施策基本方針－第1次改定版－」5か年計画(平成26～30年度)

人権課題	取組項目	現状と課題 (H25年度状況)	取組の内容	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度の目指すべき姿	数値目標・設定年度・根拠となるプラン名等	担当課室	方針通り達成率	
災害と人権	ウ 災害時の対応 (イ) ソフト面の充実	避難所の運営等についての働きかけや、心のケア体制の整備、災害ボランティアセンター設置のためのノウハウの蓄積や、地域支援体制づくりを通じて、人づくり、ネットワークづくりのボランティア活動の充実・強化を図ります。	災害時にボランティアを受け入れるための「災害ボランティアセンター」を各市町村社会福祉協議会で独自に立ち上げ、運営するためのノウハウの習得・蓄積による人材育成や、東日本大震災のような大規模災害時に必要となる県域での支援体制を構築する。	○県域支援体制ガイドラインの策定(H25) ○市町村社協初期行動計画ガイドライン策定(H26) ○市町村社協初期行動計画の策定(H30)						災害の規模に応じて、市町村単位、県域単位で災害ボランティアセンターを設置し、復興を進めることで、住民の命や暮らしを守ることができる。	—	地域福祉政策課	82
			避難所での心のケア活動など、市町村等関係者への心のケアマニュアルへの周知がまだ十分とは言えない。	災害時の心のケアマニュアルに基づき、市町村を対象とした研修会や訓練、人材の養成等を通じて、全県での心のケア体制整備を推進						災害時の心のケア体制が整備できている。	—	障害保健福祉課	82
			ボランティアの登録はあるが、派遣方法の検討や市町村との調整が必要。	災害時聴覚障害者情報支援ボランティアの避難所等への派遣体制の整備							災害時のボランティアの派遣体制が整備できている。	—	障害保健福祉課